

日本公共政策学会
2011 年度研究大会
大会案内・レジュメ集

2011 年 6 月 18 日（土）～19 日（日）
会 場：北海学園大学 豊平キャンパス
開催校：北海学園大学法学部政治学科

日本公共政策学会 2011 年度研究大会のプログラムについて

2011 年度日本公共政策学会企画委員長 新川達郎

2011 年度の日本公共政策学会研究大会は、6 月 18 日(土曜日)・19 日(日曜日)に、札幌市の北海学園大学豊平校舎で開催されることになりました。本大会の共通テーマは、「政策刷新と政策過程の変化」といたしました。21 世紀の最初の 10 年を経て、グローバル化、技術革新、個別化・個人化する価値観など、変化の諸相があらゆる分野でみられるように思われます。そうした時期に日本でも 2009 年の政権政党の交代がありました。これらの変化に対応して、日本の政策体系や政策形成システムに変化があったのか、あったとすればどのような変化であったのか、いまだ評価をするには早すぎるかもしれませんが、まずその変化をとらえておきたいというのが主たる関心です。加えて、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災によって、未曾有の被害を出し、原子力発電所の大事故も加わって、従来の政策や政策過程は重大な挑戦を受けています。現在進行中の危機対応や救援、そして復興に向けて、様々なレベルで政策が問われています。

以上のような問題関心から、本年度の研究大会では、共通テーマとして、まず、政策内容の変化やその決定システムの変化を検討することにいたしました。その際に、北海道での開催という点も考慮して、地域経済や地域政策に関する共通テーマを設けることにいたしました。また、大震災に関する共通テーマセッションを緊急に設けることにいたしました。その結果、従来の大会に比べて共通テーマが倍増し、4 テーマになりました。

企画委員会によるテーマセッションにおいては、6 つのテーマを設定しました。医療政策、行政改革、選挙と政策、情報通信政策、大都市制度、地球温暖化対策について、理論的にまた今日的観点からの報告と討論が予定されています。

例年のように報告の公募をいたしましたところ、今年度も会員の皆様方から、多数の応募がありました。その中から、若手報告セッションにつきましては 12 件の報告をいただくことにいたしました。また、会員各位から自由に応募いただく一般公募に関しましては、9 件の報告と、1 件のパネルの報告をいただくことにいたしました。いずれも意欲的な発表内容となっており、本年度の共通テーマ「政策刷新と政策過程の変化」にも即したものと考えております。

会員各位の積極的なご参加を得て、活発な議論の広がりや深まりが共に達成できる研究大会になればと考えております。多くの皆様方のご参集を期待いたしております。

日本公共政策学会2011年度研究大会プログラム

共通テーマ： 「政策刷新と政策過程の変化」

開催場所： 北海学園大学豊平キャンパス（札幌市営地下鉄東豊線「学園前」下車）

第1日目 2011年6月18日(土)

9:30-11:30 共通テーマⅠ

「政権交代と公共政策の変化：政策刷新と政策過程の変容」

報告者： 逢坂 誠二（総務大臣政務官）

「地域主権改革の行方」

松原 聡（東洋大学）

「政権交代とマクロ政策」

飯尾 潤（政策研究大学院大学）

「政権交代による政策過程と政策の変化：変化の可能性と現状」

司 会： 新川 達郎（同志社大学）

11:30-12:45 昼休み・理事会

12:45-14:15 若手報告セッション

（a）「公共政策と規範を巡る実証的研究」

報告者： 北村 貴（早稲田大）

「勤労権の保障と公共政策：労働市場政策と雇用保護法制に対する政策規範性の観点から」

元田 宏樹（法政大学）

「生活困窮者支援における公共サービスのあり方について：都市貧困層を中心に」

玉井 雅隆（立命館大学）

「マイノリティの権利と『公共政策』：朝鮮高校学費支援問題を例として」

司 会： 大杉 寛（首都大学東京）

（b）「地域ガバナンスの現状と構造」

報告者： 和川 央（岩手県立大学）

「生活満足度の属性間格差と政策の関係：意識調査を活用した生活満足度の因果構造モデルの属性分析」

荒見 玲子（東京大学）

「福祉サービス受給における資格認定業務の実施研究：自治体の要介護認定行政を事例に」

加納 知行（慶応大学）

「都市計画政策にみるガバナンス：現代日本の地方政治行政における都市計画マスタープランの役割」

司 会： 砂原 庸介（大阪市立大学）

(c)「市民・民間と行政との協働の課題」

報告者： 寺本 伸子（熊本大学）

「野菜産地振興策における農家組織の役割：社会関係資本論の視点から」
山岸 達矢（法政大学）

「まちづくり条例の事前協議手続きに基づく景観行政の課題：逗子市まち
づくり条例を事例に」

石井 敦子（同志社大学）

「健康日本 21 の推進体制と課題：産業界との連携に焦点をあてて」

司 会： 樽見 弘紀（北海学園大学）

(d)「行政組織の統制と戦略的展開」

報告者： 内野 香織（熊本県庁）

「行政機関が事業主として実施するワーク・ライフ・バランス施策の有効
性：人を活かす戦略としての WLB 施策について」

下川 哲生（熊本大学）

「自主解釈による条例の意義：熊本市住民基本台帳条例に係る個人情報の
保護に関する条例を例として」

深谷 健（東京大学）

「行政職員のコミットメント形成：川崎市溝口駅前再開発事業を素材とし
て」

司 会： 今井 照（福島大学）

14:30-16:30 テーマセッションⅠ

(a)「医療政策」

報告者： 真野 俊樹（多摩大学）

「医療における規制制度・改革の論点：成長戦略との関連で」

堀 真奈美（東海大学）

「医療政策の VFM 評価のあり方：英国 NHS を事例に」

塚原 康博（明治大学）

「DPC 導入病院の経営母体の違いによる効果の差について：都道府県市
町村立と医療法人の比較分析」

司 会： 塚原 康博（明治大学）

(b)「国の縦割り行政と地方の総合行政」

報告者： 北山 俊哉（関西学院大学）

「公共政策の実施と中央地方関係制度」

村上 祐介（日本女子大学）

「自治体の行政委員会制度と縦割り行政：教育行政の事例を通じて」

松井 望（首都大学東京）

「自治体行政の政策の『総合化』とその手続：庁議制度の観察から」

討論者： 市川 喜崇（同志社大学）

阿部 昌樹（大阪市立大学）

司 会： 北村 亘（大阪大学）

(c)「公共政策と選挙」

報告者： 河村 和徳（東北大学）

「地方選挙の公約にみる世代間格差：悲願の達成と公約の変化」

名取 良太（関西大学）

「公共政策と人口構成：媒介装置としての選挙制度の影響について」

菅原 琢（東京大学）

「東日本大震災と世論：公共政策をめぐる世代間格差と地域格差の分析」

討論者： 辻 陽（近畿大学）

工藤 裕子（中央大学）

司 会： 森脇 俊雅（関西学院大学）

(d)「情報通信技術（ICT）と公共政策」

報告者： 河井 孝仁（東海大学）

「コミュニティを接続する ICT：e コミュニティしただの事例を基礎に」

山本 達也（名古屋商科大学）

「非民主主義国における ICT と公共政策：政府によるインターネット・コントロール政策の限界か？」

金川 幸司（静岡県立大学）

「ネットとリアルのガバナンスについて考える：地域情報サイトの比較研究から」

討論者： 松田 憲忠（青山学院大学）

司 会： 岩崎 正洋（日本大学）

(e)「これからの大都市と自治体の広域連携」

報告者： 上山 信一（慶応大学）

「大阪都構想：その背景と実現への課題」

田村 秀（新潟大学）

「自治体広域再編の動向と課題：道州制構想と大都市再編構想を中心に」

討論者： 中邨 章（明治大学）

金井 利之（東京大学）

司 会： 牛山 久仁彦（明治大学）

16:45-18:15 特別セッション

「減災と復興の公共政策」＝「学会連携・震災対応プロジェクト」連携企画

パネリスト： 細野 助博（中央大学）

長峯 純一（関西学院大学）

永松 伸吾（関西大学）

増田 聡（東北大学）

司 会： 松原 聡（東洋大学）

18:15-18:45 総 会

19:00-20:30 授賞式・懇親会

第2日目 2011年6月19日（日）

9:30-11:30 テーマセッションⅡ

「地球温暖化対策と地域づくり・地域活性化」

報告者： 平岡 俊一（北海道教育大学）

「地域づくり・地域活性化を視野に入れた地球温暖化対策の必要性、現状と課題」

中口 毅博（芝浦工業大学）

「地域活性化型温暖化対策の評価指標と手法：地域の持続可能性指標の構築」

的場 信敬（龍谷大学）

「地域温暖化対策における市民参画の手法：英国トランジション・タウン運動の考察から」

金 再奎・岩川 貴志（滋賀県琵琶湖環境科学研究センター）

「市民参画による持続可能社会の将来ビジョンと実現ロードマップの作成：東近江市の事例」

司会・討論者： 田中 充（法政大学）

9:30-11:30 自由公募セッション

（a）「政策過程と政策評価」

報告者： 西出 順郎（岩手県立大学）

「政府部門評価の研究についての探索的考察（2）：1970-90年代のプログラム評価研究を中心に」

伊藤 洋平（多摩市役所）

「自治体の政策決定から実施、評価まで：多摩市版事業仕分け（行政評価市民委員会）を事例として」

松浦 淳介（慶応義塾大学）

「参議院の役割に関する実証分析」

司 会： 窪田 好男（京都府立大学）

（b）「地域と参加を巡る課題」

報告者： 上野 眞也（熊本大学）

「ソーシャルキャピタルにおけるコミュニティ効果：マルチレベルモデル分析を使って」

野田 遊（愛知大学）

「広域自治体の規模と参加：九州を事例として」

柳田 紀代子（熊本県庁）

「地域における『新しい公共』と協働型ガバナンス：熊本県の『地域の縁がわづくり』を事例に」

司 会： 鷲見 英司（新潟大学）

(c)「防災・環境政策」

報告者： 黒澤 之（横浜市役所）

「地震計情報の有効活用と制度的課題」

永松 伸吾（関西大学）

「2010 年宮崎県口蹄疫災害にみる危機管理政策の課題」

金 振・馬場 健司・田頭 直人（電力中央研究所）

「政策形成・執行過程からみた中国の環境配慮型都市政策」

司 会： 風間 規男（同志社大学）

9:30-11:30 自由公募パネルセッション

「2010年衆参ねじれ選挙の政策学」

パネリスト： 松田 憲忠（青山学院大学）

「選挙結果と市民の意向：福岡県選挙区で民主党は何に敗れたのか？」

浅野 一弘（札幌大学）

「北海道選挙区にみる第 22 回参議院議員通常選挙の意味：政党の
クルートメント機能を中心に」

秋吉 貴雄（熊本大学）

「参議院熊本選挙区における 2 つの崩壊」

山口 希望（法政大学）

「江田ブランドと溶解した自民党組織」

司 会： 白鳥 浩（法政大学）

11:30-12:30 昼休み・(理事会)

12:30-14:30 共通テーマⅡ

「地域経済に関する政策刷新と政策過程の変化：政権交代を踏まえて」

報告者： 小池 明夫（JR 北海道）

「経済界からみた政策変化と政策ニーズ」

宮脇 淳（北海道大学）

「地方分権・地域主権政策と税財政制度改革の展望：投機的政策からの脱
却と国家体制のデザイン」

小磯 修二（釧路公立大学）

「大学との知的連携による地域政策の発信」

司 会： 長峯 純一（関西学院大学）

14:45-16:45 共通テーマⅢ

「地域政策の刷新：旧産炭地の〈まちぢから〉」

キーノートスピーチ： 磯田 憲一（NPO 法人アルテピアッツァびばい）

「旧産炭地の〈まちぢから〉を考える」

パネリスト： 磯田 憲一（NPO 法人アルテピアッツァびばい）

吉岡 宏高（札幌国際大学）

「地域資源としての『炭鉱の記憶』：北海道空知産炭地域での広域政策—展開と展望」

光本 伸江（福岡県立大学）

「旧産炭地域の道程を振り返る」

西村 宣彦（北海学園大学）

「財政再生団体・夕張市：地域・自治再生の展望と課題」

司 会： 佐藤 克廣（北海学園大学）

【付記】

■ 懇親会

6 月 18 日（土）に懇親会を開催しますので、受付にて参加券をお求め下さい。

参加費 4,000 円（予定）

■ 出欠は、同封の「出欠確認ハガキ」でご回答下さい。

「出欠確認ハガキ」は、2011年5月25日（水）必着にてご返送下さい。

■ 食事は、開催校として弁当を用意いたしません。土曜日については、生協食堂、コンビニ等を、日曜日についてはコンビニ等をご利用下さい。なお、周辺の飲食店地図を当日配布する予定です。

■ 宿泊は、開催校として斡旋、紹介はいたしません。会員各位でご予約ください。

■ 札幌市営地下鉄には、土曜日、日曜日及び祝日のみ利用できる「地下鉄専用 1 日乗車券『ドニチカきっぷ』（500 円）」もあります。なお、地下鉄さっぽろ駅・大通駅～学園前は片道 200 円です。「ドニチカきっぷ」は地下鉄駅事務室での発売となります（通常の切符を販売する自動券売機では発売していません）。

■ 非会員からは、参加費をいただく予定です。参加費はこれまで 1,000 円でした。

■ 開催校連絡先

北海学園大学法学部 佐藤克廣研究室

〒062-8605 札幌市豊平区旭町 4 丁目 1 番 40 号

Phone： 011-841-1161（内線 2388）

Fax： 011-824-7729（学部事務室気付）

Email： ppsaj2011@gmail.com

2011年度日本公共政策学会 会場案内

6月 18日(土)			
時間	セッション	パネル名	会場
9:00-18:15	受付		7号館1F
		会員休憩所	D31
		事務局	D101,102
9:30-11:30	共通テーマⅠ	政権交代と公共政策の変化 :政策刷新と政策過程の変容	60
11:30-12:45	理事会 昼休み		第3会議室
12:45-14:15	若手報告セッション	(a) 公共政策と規範を巡る実証的研究	D40
		(b) 地域ガバナンスの現状と構造	D41
		(c) 市民・民間と行政との協働の課題	D42
		(d) 行政組織の統制と戦略的展開	D50
14:30-16:30	テーマセッションⅠ	(a) 医療政策	D40
		(b) 国の縦割り行政と地方の総合行政	D41
		(c) 公共政策と選挙	D30
		(d) 情報通信技術 (ICT) と公共政策	D42
		(e) 大都市と広域行政をめぐる制度構想 - 「都構想」とこれからの自治体	D20
16:45-18:15	特別セッション	減災と復興の公共政策 「学会連携・震災対応プロジェクト」連携企	D20
18:15-18:45	総会		D20
19:00-20:30	授賞式・懇親会		

6月 19日(日)			
時間	セッション	パネル名	会場
9:00-16:45	受付		7号館1F
		会員休憩所	D31
		事務局	D101,102
9:30-11:30	テーマセッションⅡ	地球温暖化対策と地域づくり・地域活性化	D40
	自由公募セッション	(a) 政策過程と政策評価	D41
		(b) 地域と参加を巡る課題	D42
		(c) 防災・環境政策	D20
	自由公募パネルセッション	2010年衆参ねじれ選挙の政策学	D30
11:30-12:30	(理事会) 昼休み		第3会議室
12:30-14:30	共通テーマⅡ	地域経済に関する政策刷新と政策過程の変化 :政権交代を踏まえて	D20
14:45-16:45	共通テーマⅢ	地域政策の刷新:旧産炭地の〈まちぢから〉	D20

会場 北海学園大学 豊平キャンパス

交通のご案内

■所在地

〒062-8605

札幌市豊平区旭町4丁目1番40号

TEL. 011-841-1161（代表）

■最寄り駅

札幌市営地下鉄東豊（とうほう）線「学園前」駅にて下車。3番出口直結。
（「大通」駅より乗車5分、「さっぽろ」駅より乗車6分）

■新千歳空港～札幌都心部

《JR 新千歳空港駅から JR 札幌駅》

所要時間：30分

《新千歳空港からバスで札幌都心部まで》

所要時間：約70分

※駐車スペースはございませんので、公共の交通機関をご利用ください。

2011 年度 研究大会

レジュメ集

※ 報告者名等の表記については、本学会の慣例にしたがって、基本的に名前、所属に限定して記載しています。

6 月 18 日（土）9:30-11:30

共通テーマⅠ

「政権交代と公共政策の変化：政策刷新と政策過程の変容」

報告者： 逢坂 誠二（総務大臣政務官）

「地域主権改革の行方」

松原 聡（東洋大学）

「政権交代とマクロ政策」

飯尾 潤（政策研究大学院大学）

「政権交代による政策過程と政策の変化：変化の可能性と現状」

司 会： 新川 達郎（同志社大学）

共通テーマⅠでは、本年度の研究大会共通テーマ「政策刷新と政策過程の変化」に基づいて、2009 年の政権交代を巡って、公共政策の内容やその政策形成過程の変化を検討することにいたしました。表面的には政権交代後の政策面での混乱が取りざたされるところもありますし、政治主導とされる政治スタイルについても議論があります。民主党政権も、鳩山由紀夫総理大臣から、菅直人総理大臣に首相の交代があり、そこでも政策の変更が見られるところです。実際、東日本大震災後も、政局的な動きが報じられているところです。政党マニフェストにおける政策がどのように実現しあるいは実現しなかったのか、政権の政策立案過程における検討はどのような実態であったのか、それらは政権交代前後で異なったものになっているのか、興味が尽きないところです。

政局の動向は別にして、政策刷新は様々な分野で、また異なるレベルで生まれつつあるように思います。大きな枠組みでいえば、ポスト福祉国家における新自由主義型の政策への変更から、さらに何らかの変化が、単なる揺り戻しではない変更として加えられつつあるように見えます。個別の分野ごとの政策においても、単一価値軸に基づく平等主義ではなく価値対立を前提とした普遍主義の側面があり、これまでとは根本的に発想が異なってきているようにも見えます。もちろん、現実政治は、単純ではありませんし、政策刷新を生み出す政策過程も混とんとしている側面があります。

本年度の共通テーマⅠでは、「政権交代と公共政策の変化：政策刷新と政策過程の変容」と題して、上述のような問題意識に基づきながら、議論を展開できればと思っております。そのために、実務家あるいは政権の当事者たちはこの変化をどう見ているのか、経済学あるいは政治学の専門からはどのように解釈されるのか、様々な観点から変化の本質を探ってみたいと思います。そこで、三つの報告をいただき、その後の討論をパネル形式で進め論点を深めていきたいと考えています。

共通テーマⅠ：「政権交代と公共政策の変化：政策刷新と政策過程の変容」

政権交代とマクロ政策

松原 聡 （東洋大学）

1. 経済政策とマクロ経済展望

成長による自然増収、歳出削減、増税の「三位一体」

2. 経済財政諮問会議が果たしてきた役割

政治主導の、経済政策司令塔

消えた「国家戦略局」構想

政務三役は機能したか

3. マクロ経済展望なき増税論議

増税で、財政は再建されるか

4. 震災対応とマクロ経済展望

どうなる、デフレギャップ

震災対策の「総費用」を算出せよ

共通テーマⅠ：「政権交代と公共政策の変化：政策刷新と政策過程の変容」

政権交代による政策過程と政策の変化

変化の可能性と現状

飯尾 潤（政策研究大学院大学）

（１） 政権交代と民主党による統治構造改革プラン

省庁再編や内閣機能強化など橋本行革を中心とした近年の統治構造改革による変化に対して、政権交代による改革がどのような関係に立っているのか、副大臣制の導入や小泉政治などの経験もふまえ、まず政権交代がもたらす政策過程における変化の可能性を巨視的な観点から検討する。その際、政権交代に際して民主党マニフェストに示されたような政権運営をめぐる改革プランがいかなるものであったのか、政治主導、内閣の運営変更、内閣の補佐機能強化、官僚制改革といった論点に分けて検討する。そのうえで、全体としてみて、一般に政権交代によって可能となることとして、統治勢力の交代、強い指導力、民意による政策変更、各党共通政策の形成などを指摘して、民主党の改革姿勢との関係を整理するつもりである。

（２） 政策過程における変化の様相

次に、政策過程においてどのような変化が起こったのか、いくつかの出来事に即して、政策過程あるいは政権運営方式の変化を具体的に検討する。対象となるのは、政務三役主導中心の政治主導改革の実態、事務次官会議の廃止や閣僚委員会の創設など内閣における調整の変化、地域主権改革の意気込みと停滞、行政刷新会議における行政レビューと「事業仕分け」が政策過程に与えた影響、政府・与党一元化改革の変遷とその意味、総選挙を経ることなく起こった首相交代が統治構造に与えた意味などである。

（３） 政策過程の変化は政策の中身を変えたか

さらに、こうした政策過程における変化が、どのような形で政策の中身に影響を与えたのか、多面的に検討する。対象となるのは、たとえば、首相のスピーチのあり方、予算編成過程および予算内容の変化、地球温暖化対策、公共事業関係の改革、子ども手当など社会保障政策における変化、税制改革などを予定している。

最後に、政策過程の変化が、政策の内容にどのような変化を与えたかを整理する予定であるが、東日本大震災が、日本政治の環境を全面的に変えていることに鑑み、それ以降の変化についても簡単に触れるつもりである。

6月18日（土）12:45-14:15

若手報告セッション

（a）「公共政策と規範を巡る実証的研究」

報告者： 北村 貴（早稲田大）

「勤労権の保障と公共政策：労働市場政策と雇用保護法制に対する政策規範性の観点から」

元田 宏樹（法政大学）

「生活困窮者支援における公共サービスのあり方について：都市貧困層を中心に」

玉井 雅隆（立命館大学）

「マイノリティの権利と『公共政策』：朝鮮高校学費支援問題を例として」

司 会： 大杉 寛（首都大学東京）

若手報告セッション（a）：「公共政策と規範を巡る実証的研究」

勤労権の保障と公共政策

—労働市場政策と雇用保護法制に対する政策規範性の観点から—

北村 貴 （早稲田大学）

本報告は、憲法で保障された社会権の一つである勤労権を保障するための公共政策の国際比較を行うことを目的とする。特に、勤労権の「政策規範性」に関して先進国間の国際比較を行う。本報告では、政策規範性を「公共政策を施行しなければならないと公的機関に対して命令している規範としての性質」と定義する。つまり、勤労権の政策規範性の強さは、「勤労権を保障するための公共政策がどの程度施行されているか」によって示される。勤労権の政策規範性に関する分析のために、本報告では具体的な指標を用いて勤労権の政策規範性の強さを示す代理変数の一例を算出する。本報告の構成は以下の通りである。

(1) 序論

(1) では、憲法で規定された勤労権と各種労働政策との関係及び現在の日本における失業問題や正規雇用・非正規雇用の問題といった雇用問題の概観を示すことで、本報告の背景にある問題意識について論じる。

(2) 勤労権が要求する公共政策の範囲

(2) では、勤労権保障のための公共政策の実施程度の国際比較の前提として、勤労権という社会権が公的機関に対して作為を要求している「公共政策」の範囲を明らかにする。特に「失業状態にある者の勤労権」と「雇用状態にある者の勤労権」という二つの観点から、勤労権保障のための公共政策の範囲について明らかにする。

(3) 勤労権の政策規範性の代理変数の算出方法

(3) では、抽象的な「政策規範性」という概念を、分析のために必要な具体的な代理変数に置き換えるための方法論を提示する。

(4) 勤労権の政策規範性の比較分析

(4) では、実際に勤労権の政策規範性の強さを分析する。具体的には、(3)で示した方法論に基づいて算出した代理変数を用いて、(a) 日本における政策規範性が時系列でどのように変化しているのか、(b) 日本における政策規範性が他の先進国と比較してどのような特徴を持っているのか、(c) 先進国における成文憲法上の勤労権規定の有無が政策規範性の強さ・傾向とどのような関係になっているか、を分析する。

(5) 結論

(5) では、それまでの内容を統括した上で、本報告のまとめを行う。その上で、本報告の意義及び残された課題について言及する。

若手報告セッション（a）：「公共政策と規範を巡る実証的研究」

生活困窮者支援における公共サービスのあり方について

—都市貧困層を中心に—

元田宏樹*（法政大学）

公共サービスが担う課題の一つに生活困窮者に対する支援がある。普遍的なサービスとしては生活保護制度があるが、機動性に乏しく保護受給に至るまで時間と手間が掛かる。

そうした中、2008年秋の世界同時不況の影響により多くの非正規雇用者が仕事と住まいを失う事態が起これ、その年の象徴的な出来事として「年越し派遣村」があった。また、2009年末には国から要望を受けた東京都が「公設派遣村」を設置し、職と住まいを失った人への支援を実施した。この二度にわたる「派遣村」において、多くの人が生活保護を申請し、適用された。生活保護制度の垣根が従前より低くなったといえる。このような動きに連動し、生活保護受給者数は都市部を中心に急増している。また、生活保護水準以下の貧困層の実態について、厚生労働省が2010年4月に推計値を公表した。「国民生活基礎調査」から生活保護水準以下の世帯数は全国で229万世帯と推定された。

公共サービスにおいて、とりわけ生活保護制度をはじめとする生活困窮者への個別の支援施策は、行政機関による援助だけではカバーできないことが明らかになってきた。すなわち、生活保護受給世帯における「その他世帯」（稼働年齢層）に対する支援の少なさと、生活保護水準以下の貧困層に対するアウトリーチの脆弱さである。

このような課題を解決するため、これまで公務員が全てを担ってきた生活保護制度については、その一部を民間と連携して遂行する方式に改める必要があるのではないか。具体的には生活保護におけるケースワーク業務（対人援助業務）と保護費の支給業務を分離し、前者については、社会福祉士会等の福祉専門職団体に外部委託することを提案したい。専門知識を持ったソーシャルワーカーの支援で自立につながるケースが増えることが予想でき、長期的に見れば社会保障にかかる行政コストの低減が見込まれる。行政サービスの質の向上と安定性を保つことも可能となり、職員定数に縛られず被保護者の増減に対して柔軟に対応できる。また、生活保護水準以下の貧困層に対しては、様々な社会資源を活用するため専門職能団体等に委託しアウトリーチと相談援助を積極的に行い、貧困の連鎖や固定化を防止するべきと考える。

本報告においては、多様化する公共サービスの提供手法について、その範囲や、行政と民間の望ましい協働のあり方を生活困窮者支援の事例を通して明らかにしたい。

* 法政大学大学院政策創造研究科博士後期課程

若手報告セッション (a) : 「公共政策と規範を巡る実証的研究」

マイノリティの権利と「公共政策」

－朝鮮高校学費支援問題を例として－

玉井雅隆 (立命館大学)

1. はじめに－問題の所在
2. 国際法における「マイノリティ」
3. 我が国における「マイノリティ・イシュー」
4. 朝鮮学校教育無償化問題と「教育を受ける権利」
5. マイノリティと「教育」－欧州の事例から
6. おわりに

1. はじめに－問題の所在

一昨年(2009年)8月に実施された総選挙によって、自民党が下野し、民主党を中心とする連立政権が成立した。民主党は子育て支援策の一環として「こども手当」と並び、高校生授業料に関する項目を設け、それを受けて鳩山政権(当時)は2010年度予算作成において、公立高校の授業料無償化及び私立学校・各種専修学校に対しての公立高校授業料相当分の支援を策定した。この中でも、特に対応が注目されたのが外国人学校、特に朝鮮学校への支援であった。

ここで焦点となるのは、学校教育法134条における「各種学校」、特に外国人学校に関する助成措置であった。今回の助成措置は、学生及びその保護者ではなく学校に直接給付されるものであったため、いわゆる「朝鮮学校」に対しての助成が、我が国と北朝鮮との関係において問題となった。近年、我が国においては北朝鮮による拉致問題への対応などによって、世論の北朝鮮に対する批判は強まっている。本来ならば他の外国人学校同様支給対象となるはずであるが、カリキュラム及び国交不存在による本国の方針の不透明さなどの要因から、支援が一旦は見送られることとなった。

在日韓国・朝鮮人問題は、しばしば人権問題として取り上げられる。しかし、同様の問題が発生している欧州においては、マイノリティ・イシューは「人権問題」のみならず、「安全保障(紛争予防)問題」として議論されてきた。この相違はどのような点から検討されるべきであろうか。そして、「公共政策」と「マイノリティ規範」を一つの手がかりとして、

本報告においてはこの無償化問題を例として、我が国における「マイノリティ・イシュー」と欧州の同様のイシューへの対応を検討することで、なぜ我が国において朝鮮学校無償化に対し問題が生じるのか、という点を明らかにしていきたい。

6月18日（土）12:45-14:15

若手報告セッション

（b）「地域ガバナンスの現状と構造」

報告者： 和川 央（岩手県立大学）

「生活満足度の属性間格差と政策の関係：意識調査を活用した生活満足度の因果構造モデルの属性分析」

荒見 玲子（東京大学）

「福祉サービス受給における資格認定業務の実施研究：自治体の要介護認定行政を事例に」

加納 知行（慶応大学）

「都市計画政策にみるガバナンス：現代日本の地方政治行政における都市計画マスタープランの役割」

司 会： 砂原 庸介（大阪市立大学）

若手報告セッション (b) : 「地域ガバナンスの現状と構造」

生活満足度の属性間格差と政策の関係

—意識調査を活用した生活満足度の因果構造モデルの属性分析—

和川 央 (岩手県立大学)

1. 問題意識

多くの自治体では住民意識調査により生活満足度を把握し、その結果を政策立案、評価に活用してきた。その背景には、行政にとって住民の生活満足度向上が最終の目的であり、施策が生活満足度に影響を与えているという理解がある。

一方で、生活満足度については、属性によって違いがあることが先行研究により明らかにされている。例えば、女性は男性より満足度が高い、年齢別の満足度はU字状を描く、地域別の満足度差は気質や文化の差で生じる、などである。

生活満足度の属性差が政策と無関係に生じているのか否かは重要な検討課題となるが、それを社会実験などで確認するには一定のコストを要する。したがって、既に得られている意識調査結果から上述の課題を遂行することは、行政にとって有益なことである。

そこで本研究では、生活満足度と政策に対する満足度の因果構造を属性別に構築することで、生活満足度の属性差と政策との関係を明かにしていく。

2. 分析内容

(1) 使用するデータ

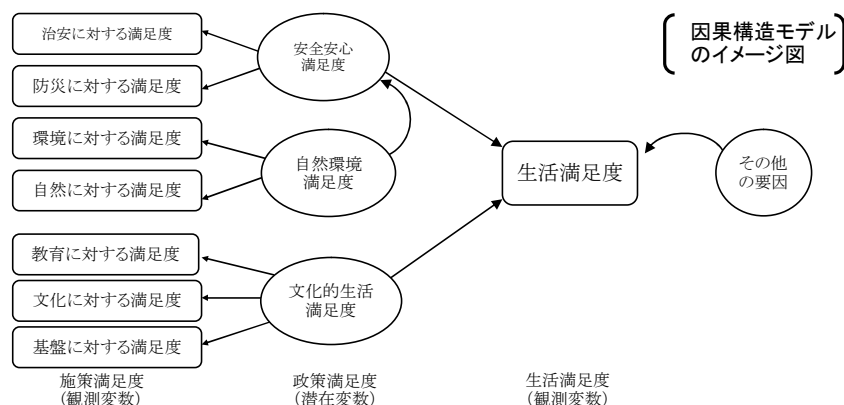
岩手県が住民を対象に実施した「県の施策に関する県民意識調査」を使用する。

(2) 生活満足度の因果構造モデルの構築

住民の生活満足度と個別の政策に対する満足度を包含する、下図のような因果構造モデルを構築する。

(3) 属性間比較

生活満足度の因果構造モデルを属性間で比較することにより、生活満足度の属性差と政策の関係を検証する。



若手報告セッション (b) : 「地域ガバナンスの現状と構造」

福祉サービス受給における資格認定業務の実施研究

自治体の要介護認定行政を事例に

荒見 玲子* (東京大学)

本報告は市レベルの要介護認定行政の政策実施についての自治体の事例研究を行い、第一線公務員の管理、という点に注目しながら、自治体ごとの政策実施の多様性の規定要因の解明を目指す。具体的には、従来の研究で、要支援・要介護認定率の地域差の要因として指摘されてこず同時に、近年の第一線公務員研究において言及が少なくなっていた、行政管理及び実施の組織デザインの重要性を明らかにする。

福祉サービス（福祉給付）を誰にどのように提供するのか、ということは政府にとってはどのように市民を社会的に統制するのか、どのように政府への要求を選挙とは違った形で官僚制に統合し、一般市民（mass）の要求と、再分配を受ける受給者（client）の要求を調和させるのか、という問題である。一方で福祉の受給という行為は、個人をよりエンカレッジする機能をもち、同時にその時々、社会的価値と合わないものに対しスティグマを付与し、場合によっては特定の個人を周縁化させる機能をもつ。この調和の試みは特に社会保険制度、という本質的に普遍的なサービスを志向する日本の介護保険制度においてはサービスの供給側である行政にとっても、需要側の市民にとっても、政治的に大きな意味を持つ。この調和を図っているのが、要介護認定行政における第一線公務員及び当該保険者の担当課であると考えられる。

本報告では、千葉県および長崎県内の保険者から事例を選定し、ヒアリング調査及び資料から比較事例研究を行う。千葉県は第4期の都道府県別平均介護保険料が最も安く、同時に2008年度の要支援・要介護認定率も低い。長崎県は第4期の平均介護保険料は上から4位であり、要支援・要介護認定率（同年）も全国で最も高く、特に軽度の認定率はと最も低い茨城県の2倍近くある一方で、要介護4以上の重度認定率は比較的低いという特徴を持つ。

要介護認定行政の実施の多様性についての分析視角として大きく4つを指摘できる。第一に、政治的、行政的監督、これは要介護認定業務においては、認定調査のチェックや、適正化事業があげられる。第二に、組織の政策実施体制である。これは、認定調査員の人数、チェックの体制、介護認定審査会の構成、合議体の数、開催頻度、自治体ごとのノルマ等が考えられる。第三に認定調査員や認定業務担当職員の知識や職務に対する態度である。認定業務担当職員の認定調査員や審査会委員の資格や専門性といった点も含む。第四に、コンテキストによる要因である。これは、申請者数増加による業務負担の増加、不服審査に対する県のスタンス、近隣自治体の不服審査会の結果、等が対応するだろう。これらの点に着目しながら事例を分析し、得られた知見と近年の第一線公務員論研究のレビューとを合わせ、理論的貢献を目指す。

* arami@iss.u-tokyo.ac.jp

若手報告セッション（b）：「地域ガバナンスの現状と構造」

都市計画政策にみるガバナンス

現代日本の地方政治行政における都市計画マスタープランの役割

加納知行 （慶應義塾大学）

本報告の目的は、これまでその実態が十分に示されてこなかった、地方自治体における都市計画政策を、ガバナンス論の観点から捉えなおすことである。

その際、まず統計的な研究手法をもちいることにより、政治的要因、社会経済的要因のそれぞれが、「市町村マスタープラン」の改訂の有無にあたえる影響についての分析をおこなう。都市計画政策過程において、地方自治体ごとの社会経済環境のみならず、政治的要因、なかでも住民と地方議会とが都市計画のあり方に役割を果たす、ガバナンスにとっての重要なアクターとなり得ているのかどうかについて検証をする。

つぎに、ケース・スタディ・メソッドをもちいることにより、住民や地方議会といったアクターの都市計画政策過程における監視機能を高めるためには、いかなる条件が必要とされるのかについての考察をおこなう。ここで注目すべきことは、市町村マスタープランは、その都市の将来の目標像であり、それ自体は、都市計画区域全体を中心とした都市計画の内容を表し、地方議会には報告のみされることが多い、すなわち法的拘束力を有するものではない、という点である。それを実現化するためには、その内容の一部を、条例を含めた法定都市計画に移行させる必要がある。とりわけ、環境保全や防災計画は、時代とともに変化する要素が大きいことから、適正な開発コントロールやモニタリングのシステム、また必要不可欠な事業が経済状況によって遅延することを極力避けるための開発支援システムなどを構築しておくことが要請される。そこで、条例のなかに市町村マスタープランの位置づけを明示し、それに法的拘束力をもたせることにより、地方議会、ひいては住民による政策への監視機能の強化を制度上も担保することの可能性について考察することが求められよう。したがって、実際にそうした取り組みを進めている基礎自治体の事例についても、ガバナンス論の観点から分析をおこなう。

6 月 18 日（土）12:45-14:15

若手報告セッション

（c）「市民・民間と行政との協働の課題」

報告者： 寺本 伸子（熊本大学）

「野菜産地振興策における農家組織の役割：社会関係資本論の視点から」
山岸 達矢（法政大学）

「まちづくり条例の事前協議手続きに基づく景観行政の課題：逗子市まち
づくり条例を事例に」

石井 敦子（同志社大学）

「健康日本 21 の推進体制と課題：産業界との連携に焦点をあてて」

司 会： 樽見 弘紀（北海学園大学）

若手報告セッション（c）：「市民・民間と行政との協働の課題」

野菜産地振興策における農家組織の役割

社会関係資本論の視点から

寺本 伸子 （熊本大学）

この論文では、熊本県玉名地域のミニトマト産地の事例を取り上げ、農家組織に視点を置いて産地振興策を実施するための要因を考え、社会関係資本や支援に関する基礎的検討を行うことを目的とした。

調査地では産地振興策を実施するために生産者自身がルールを形成し違反者の取り締まりや罰則を課すなど活発な活動を行っており、生産者組織が産地振興策を実施するために重要な役割を担っていた。この活動ができた理由は、組織の実施主体が生産者だったからである。産地を活性化するためには、生産者が自由に考え、協議し、意志決定を行うことで、働くことへの生き甲斐を感じるようにすることや生産者組織が生産者のモチベーションを向上させる内発的な要因を引き出すシステムである必要がある。

玉名地域では、会議は紛糾するも協議としてはなんらかの折り合いをつけており高度な組織運営が行われていた。この運営が可能である理由は集団での行動や集団で利益追求が有利であるとの判断を皆が持つことができたようになったためと考えられる。玉名地域では、集団としての経験学習を重ねることで個人の意識が変化し、向社会的な社会慣習の形成ができたと考える。また、玉名地域には、地域で一度決まったことは遵守するという社会慣習が根付いている。その理由は、横島町の社会関係資本がそのままミニトマト部会の組織文化となっているという背景があった。豊かな横島町の社会関係資本が生産者組織の組織文化となり、生産者組織内での合意形成が得られやすい状態にしていると考えられる。

そして、玉名地域では生産者が部会を脱退し集団から抜けることをしないが、その理由は農協や生産者部会が選択肢を提示するためであった。生産者が部会を脱会しなかったことで、ミニトマト部会には様々な個性ある人達や複数の優秀なリーダーが残り、生産者組織がますます活発になっている。以上のことから、高度な組織運営を可能にする方法として、①集団の経験学習により向社会的な社会慣習を形成すること②生産者組織の組織文化を豊かにすること③組織からの脱退を少なくし多様な人材や複数のリーダーを確保することの3点が考えられる。

さらに、支援組織の活動を調査し、熊本県の自治体農政は協会組織を活用し「公正な情報の提供に基づく合意形成機能」「研修機会の提供と主体形成機能」「公共施設に対する投資運営機能」の3つの機能を備えていることが明らかになったが、さらに「理念構築機能」や「政策化機能」を高めるためには、産地振興のための計画作成や生産者支援方策の検討を、生産者を交え団体や行政が共に協議することが有効である。生産者が自由に活発な発言ができるような環境を整え関係機関と共に協議する体制を整備する必要があると考える。

若手報告セッション (c) : 「市民・民間と行政との協働の課題」

まちづくり条例の事前協議手続きに基づく景観行政の課題

-逗子市まちづくり条例を事例に-

山岸達矢 (法政大学)

都市景観が変化する契機は、高額な相続税を精算するために土地利用を変更する時、工場閉鎖に伴い大規模な土地の土地利用を変更する時などにある。そして、これら土地の用途が実際に変更する時に、景観破壊を助長する制度として批判されてきた制度は、都市計画法と建築基準法である。一番確実に都市景観を保全する制度は、建物の高さや敷地面積、意匠を規定することが可能な都市計画法の地区計画である。しかし、対象地区の地権者間の合意形成が困難なため活用しづらい。その他、景観保全を促す法律である、文化財保護法、古都保全法、景観法、歴史まちづくり法も、郊外の住宅街などの都市空間を対象にしづらい制度となっている。すなわち、景観保全する制度は、確実な一方で活用しづらい地区計画か、保全対象が限定的な景観保全を目的とした地区指定制度を活用するしかなかった。その結果、これまで都市景観紛争は、景観保全の観点から建築計画を修正困難な状況の中で、地域に馴染まない建築物が、市民の予測に反して出現する状況が続いている。

日本の都市計画と景観保全に関連する法律では解決困難な問題を巡り、訴訟が提訴され、いくつかの判例が示されている。自然景観や眺望を巡る判決の中には、眺望・景観を享受する法的な利益を景観利益として認める判例もある。ただし、これまでの景観訴訟にかかった年月を踏まえると、個々の景観利益が司法判断によって、自動的に構築されるとは考えづらい。むしろ、実際の景観保全の実態が司法判断に反映される道程を模索し、当面は、判例の中で重視される景観の客観的価値を形成する社会過程を確立することが急務である。

近年、国家実定法に代わり、自治体が運用するまちづくり条例による取り組みが注目されている。自治体のまちづくり条例は、都市計画法の枠組と司法判断において対象化されづらい景観を、保全対象にすることができるためである。そこで、まちづくり条例の実際に果たす機能について、先行する逗子市の事例を取り上げて考察する。逗子市は、良好な都市環境をつくる条例（1992年施行）（以下、つくる条例と記す）、逗子市まちづくり条例（2002年施行）、逗子市景観条例（2006年施行）の3条例を運用している。逗子市の景観行政では、これら3つの条例を連動させることによって、住宅地の都市景観保全が促され则认为られている。それぞれの条例で定めた規模以上の土地の場合、事業主は、近隣住民および関心のある市民の意見に基づいて建築計画を修正する手続きを、建築確認申請以前に経ることが必要となる。逗子市のまちづくり条例における事前協議手続きを経た事例は、①条例の制定意図合致型、②評価困難型、③違反型に分類される。

計画修正の要請に説得力を持たせるためには、建築計画に対する近隣の受苦意識が重要なため、まちの景観像を日頃から涵養する取り組みが、ますます重要になってくる。

若手報告セッション (c) : 「市民・民間と行政との協働の課題」

健康日本21の推進体制と課題

～産業界との連携に焦点をあてて～

石井敦子 (同志社大学)

日本は世界有数の長寿国を誇り、いまや人生85年ともいわれるほどの豊かな時代を享受している。一方、疾病構造の変化や人口の高齢化はかつての平均寿命が短かった時代とは異なり、老老介護等の新たな高齢者問題や医療費の高騰を招いている。このような状況から、いかに病気や要介護状態にならず健康な生活を送るかということが個人の問題を越えた社会的課題となり、健康政策は単なる疾病予防から、より健康で病気にならないようにするための健康づくりに重点が置かれるようになった。

国は、2000年から健康づくりを柱とする新たな戦略的政策として「健康日本21」を展開している。健康日本21は目標指標型計画であり、具体的な目標を掲げ、その達成にあたっては政府などの行政機関のみならず、企業などの民間の力も合わせ社会の総力をもって推進する方向が示されたことに大きな意味がある。

しかし、2007年に出された中間評価では策定時のベースライン値より悪化している項目もあり、前半期の進捗状況は全体として必ずしも十分ではないという結果であった。運動の展開として総花主義的であったことや目標達成に向けた効果的なプログラムやツールの展開が不十分であったという反省に加え、産業界を含めた社会全体として健康づくりを国民運動化するための取組が不十分であったとされた。そのため、後半期では重点分野を絞り、産業界とも連携した新たな国民運動として「健やかな生活習慣国民運動」を展開することにより健康日本21の推進体制の強化を図っている。

本報告では、健康日本21の前半から運動を牽引している健康日本21推進全国連絡協議会や健康日本21を産業界から支援する目的で設立された組織である健康日本21推進フォーラム、健やかな生活習慣国民運動実行委員会の活動について整理するとともに産業界も巻き込んだ社会全体としての運動にするには環境をいかに整備するかについて検討する。その方法として、全国で初めてフィットネス産業界と行政が連携し、健康づくり支援の環境整備に取り組んだ東京都事例を検証する。東京都は「運動習慣者の割合の増加」を目標に掲げており、健康づくりの知識と実践に関する教育機能をフィットネスクラブが担うための教育ツールの共同開発及びキャンペーンの共同開催を行った。本報告では、行政とフィットネス産業界の連携によって、その仕組みが地域の中でどのように機能しているかについて検討し、追跡調査から健康づくりを支援する環境整備の必要条件を考察する。

6月18日（土）12:45-14:15

若手報告セッション

（d）「行政組織の統制と戦略的展開」

報告者： 内野 香織（熊本県庁）

「行政機関が事業主として実施するワーク・ライフ・バランス施策の有効性：人を活かす戦略としての WLB 施策について」

下川 哲生（熊本大学）

「自主解釈による条例の意義：熊本市住民基本台帳条例に係る個人情報の保護に関する条例を例として」

深谷 健（東京大学）

「行政職員のコミットメント形成：川崎市溝口駅前再開発事業を素材として」

司 会： 今井 照（福島大学）

若手報告セッション (d) : 「行政組織の統制と戦略的展開」

行政機関が事業主として実施するワーク・ライフ・バランス施策の有効性
— 一人を活かす戦略としての WLB 施策について —

内野 香織 (熊本県庁)

近年、日本では、仕事と生活の調和がとれた持続可能なあり方＝ワーク・ライフ・バランス（以下、WLB と記述）を実現させる必要性が唱えられている。現在の日本社会では、成長経済において機能する旧来型の雇用システム（いわゆる日本型雇用慣行）に依存する働き方が引き起こす労働者の心身への悪影響、女性の活躍阻害、少子化、地域社会の担い手減少などの問題が指摘されている。これらの問題を解決し、社会構造の変化に即して持続可能な社会を構築するためには、WLB の実現が必要不可欠とされている。

WLB 推進の機運は広がりつつあるが、国や地方自治体による施策展開は十分ではなく、社会に WLB 実現の重要性は浸透していない。現状では、一部の企業における従業員の WLB への取り組みはみられるものの、全体としては進んでいない。

WLB は個人にとって生活の選択可能性を高め、生涯を通じて、仕事と生活を相乗的に充実させる観点から有益であると考えられる。その一方で、先行研究では、WLB 支援施策が組織にとっても有益であり、従業員のモチベーションを高め、企業業績を高める人材マネジメントになることが論じられている。ただし、これらの研究は主に民間企業を対象としたものであり、行政機関を題材とした研究は少ない。

本報告では、以上を踏まえ、公共政策として WLB を推進する立場である行政機関において、人を活かす組織運営戦略として内部の WLB 支援施策に取り組み、その効果を普及広報する必要性を提起する。その取り組みには、行政機関が率先垂範を行い、社会に WLB 支援施策に取り組む効果について普及啓発を図る意義と、限られた資源である職員の能力を十分に活かし、質の高い行政サービスを提供していくために組織の基盤整備を図る意義がある。

すなわち、行政機関が戦略的に内部の WLB 支援施策に取り組むことは、第一に、ダイバーシティの観点から様々なニーズを持つ生活者の視点を行政機関に反映させ、よりよい住民サービスを提供できる組織を作ること、第二に、そのための職員の WLB を実現させる施策に組織的な運動として取り組むことによって、効率的な組織を作り業務見直しの効果を図ること、第三に、WLB 施策を取り入れることによって、組織の人的資源である職員の摩耗を防ぎ、潜在能力を最大限に引き出すことを可能にする。

本報告は、こうした意義や可能性を明らかにするとともに、具体的実践事例にも触れつつ、特に、行政機関自身の WLB が単なる理想論ではなく、職場でのマネジメントの実践を通じて実現しうること、組織と職員双方にとって有益な「Win-Win」の関係を築くことが組織効率や行政サービスの向上と結び付くことを強調する。

若手報告セッション (d) : 「行政組織の統制と戦略的展開」

自主解釈による条例の意義

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例を例として

下川 哲生 (熊本大学)

1 条例による閲覧の制限

・2004年8月1日、「熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例」が施行。
・当時、住民基本台帳は、住民基本台帳法により何人にも閲覧が認められていた。ただし、同法第11条第3項の規定により、「不当な目的に使用されるおそれがある」ときは、閲覧を拒むことができた。熊本市の条例は、この規定を自主解釈し、条例により、相手方を特定しない閲覧の請求を制限。その結果、条例と法律を一見したところ、「法律は公開、条例は拒否で相対」したものとなった。複数の自治体が、その後、条例で閲覧を制限する。

2 自主解釈による条例の意義

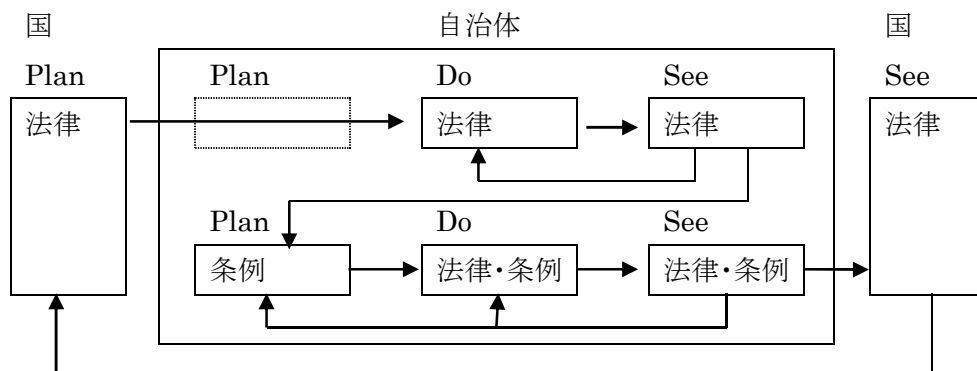
・本ケースの場合、閲覧を制限するとすれば、住民基本台帳法第11条第3項の解釈として行うのであるから、一見、その基準は、条例でも要綱でも変わらないようにも考えられる。

・しかし、それは違う。そもそも、条例は、①議会の議決をもって制定されるため民主的な正当性がある。②行政庁ではなく自治体としての決定である。③法形式であるため強制力がある。④公布され、また積極的な広報がなされるため周知される。⑤一時的なものではなく、継続的な規範である。特に、条例は要綱と異なり、強い正当性を持った自治体の決定であり、法規範としての力があることが政策を実現する上で重要である。

・そして、住民基本台帳の閲覧を制限する場合、法律の条項は抽象的な規定でしかない。それを具体化する場合、条例で定めれば、上記で述べた力を伴う。

・つまり、条例で定めれば、「解釈」それ自体が強い正当性を持った自治体の決定となり、法規範としての力を生じる。ここが最も重要な点である。しかし、要綱にはそれがない。

3 法律改正までのプロセス等



若手報告セッション (d): 「行政組織の統制と戦略的展開」

行政職員のコミットメント形成

—川崎市溝口駅前再開発事業を素材として—

深谷 健 (東京大学)

本報告では、通常想定される、市民や社会に対して日常的に行政サービスを提供するルーティン的な行政活動ではなく、これとは異なり、特定の明示的目標を持つプロジェクト型の行政活動を素材として、これに対する行政職員の特異なコミットメント形成を説明することを主題としている。なお、ここで捉える行政職員のコミットメントとは、主に組織心理学において議論されるコミットメント概念を援用し、「組織に属する個人が組織目標に対して強く自我関与すること」、として定義することができるものである。ここでは、プロジェクトという特殊な職務に対する行政職員の強いコミットメントが、どのような条件のもとで形成されるのかというメカニズムを明らかにすると共に、そこで形成された特異性が、プロジェクトへの関与終了後、帰属する組織体に何をもたらす可能性があるのかを検討することを目的としている。

このような研究目的に対して、具体的には、大規模再開発事業というプロジェクトを採り上げ、中でも、大きな困難を経験したとされる川崎市溝口駅前再開発事業を素材として、本事業に携わった複数の行政職員からの定点的なヒアリング調査記録をもとにした事例研究を行う。本ケースは、事業開始からその終着まで約30年近くもの長期に渡ったプロジェクトであり、長らく遅滞していたものの、ある段階から進展を見せることとなったという特徴を持つ。本報告では、都市計画決定から、事業計画決定、権利変換計画、明渡し協議と工事着手、完成・清算へと至る一連のプロジェクト過程の実態を明らかにすると共に、そのみならず、その過程において実際に事業に携わることとなった行政職員のプロジェクトへのコミットメントが、一般的な類型化の上で特異と認識できるものであったことを提示する。そして、この形成がなぜ可能となったのかを、「コミットメント形成の構造と過程」として捉え、主に組織内部要因に着目した分析を行う。さらに、ここでの形成が、プロジェクトの進展においていかなる機能を持っていたのかを提示し、その上で、ひとたび形成されることとなった行政職員の特異なコミットメントが、その波及効果として帰属する組織体にもたらしうる、ポジティブあるいはネガティブな影響を検討する。

これにより、本報告は、第1に、自治体行政におけるプロジェクト型としての行政スタイルの特徴を示し、これを既存の議論の中に位置付けること、そして、第2に、公共領域における組織と個人の問題として、ここで議論する特異なコミットメント形成を、行政職員のモラル維持への組織対応という観点から解釈することを視野に入れる。

6月18日（土）14:30-16:30

テーマセッションⅠ

（a）「医療政策」

報告者： 真野 俊樹（多摩大学）

「医療における規制制度・改革の論点：成長戦略との関連で」

堀 真奈美（東海大学）

「医療政策の VFM 評価のあり方：英国 NHS を事例に」

塚原 康博（明治大学）

「DPC 導入病院の経営母体の違いによる効果の差について：都道府県市
町村立と医療法人の比較分析」

司 会： 塚原 康博（明治大学）

わが国では高齢化を背景に医療費が増加を続けているが、その一方で政府は財政赤字を続けており、医療制度のあり方が問われている。医療制度が持続していくためには、医療機関が効率的で良質な医療サービスを提供する必要がある、医療サービスの業績を評価するという視点も重要である。また、経済における医療の比重が大きくなっているため、国の成長戦略との関連も考える必要がある。そこで、セッションでは、イギリスやスウェーデンの経験も踏まえ、以下の3つの論点をそろえて、今後のわが国の医療政策のあり方について議論する。

テーマセッションⅠ（a）：「医療政策」

医療における規制制度・改革の論点
成長戦略との関連で

真野俊樹（多摩大学）

報告者は、「グローバル化する医療：メディカルツーリズムとは何か」（岩波書店）で、医療のグローバル化をメディカルツーリズムという現象から論じた。

その背景には、医療技術の高度化それにとまなう高額化、先進国が直面している人口高齢化がある。この大きなトレンドのもとで、先進国の医療制度は一つの方角に向かっている大きな圧力、たとえば医療費の削減や効率化、というものがかかっているようにみえる。しかし、一方では医療はその国の歴史、国民性が大きく影響するものであるために、様々な国での社会保障政策や経済政策の影響を受ける。

報告者がみるところ、米国のような市場経済重視の医療制度を持っているところは、国民皆保険制度のようなユニバーサルカバレッジに動き、逆に社会民主主義のスウェーデンのような国が、市場経済寄りに触れたりしている。また、新興国もユニバーサルカバレッジに動き、医療制度は、高齢化社会、医療費増加という共通の課題をかかえ、その対応としてある方角に収斂しているようにもみえる。

本報告では、このような大きな動きを背景にして、民主党政権で行われている、医療介護の規制制度改革、なかでも医療の規制制度改革について、新成長戦略との関連で論じてみたいと考えている。

論点としては下記を考えている。

- 病床規制と地域医療計画
- 機能分化
- 家庭医（かかりつけ医）
- 公立病院
- 中小病院

テーマセッション I (a) : 「医療政策」

医療政策の VFM 評価のあり方
英国NHSを事例に

堀真奈美 (東海大学)

近年、アカウンタビリティ概念の拡張とともに、経済性、効率性、有効性といった3Eの視点からのVFM評価や政策評価が行われるようになってきている。特に、英国では、保健医療サービスは、公共サービスとして位置づけられていることから、VFM評価の主たる対象となることが少なくない。VFM評価、政策評価を行う機関として、英国会計検査院 NAO (National Audit Office) があげられるが、NAOが実施するVFM検査/調査の約10%程度が保健医療分野である。この他にも、VFM評価を行う組織として、オーディット・コミッション (Audit Commission) がある。オーディット・コミッションは、地方自治体および個別の保健医療関連機関に関する財務検査及び VFM 検査を行う機関である。また、保健医療分野では、PbR (診療報酬支払の一種) の監査も行っている。

NPMの進展により、英国では、政策遂行機関である行政機関自身も積極的に業績評価を実施している。保健医療分野では、保健省は、省の運営方針に基づき設定された業績評価の枠組みに則り、業績評価を行い、その結果を広く国民に公開している。また、VFM という視点では、財務省との予算折衝の中で VFM 節約のための施策の実施や、政策評価研究を行って自己点検を行っている。

本報告では、NAO、オーディット・コミッション、保健省の取組事例を通じて、昨今のイギリスにおける医療政策 (保健、一部介護含む) のVFM評価のあり方について考察を加える。

テーマセッション I (a) : 「医療政策」

DPC 導入病院の経営母体の違いによる効果の差について
—都道府県市町村立と医療法人の比較分析—

塚原康博 (明治大学)

DPC (Diagnosis Procedure Combination : 急性期入院医療における診断群分類別包括評価) は 2003 年から導入され、その後も DPC を導入する病院が増加を続けている。医療には、医療機関の間の医療パフォーマンスに関する情報の不完全性の問題が存在しているが、医療パフォーマンスに関する情報の透明化によって医療機関の間の情報の不完全性を解消し、それを通じてベストの医療に向けた標準化を促し、併せて包括支払い方式の採用によって医療機関に医療資源の効率的な利用を促そうとする施策が DPC である。

現在、DPC の施策は転換期を迎えている。すなわち、DPC 導入病院の量的な拡大が達成されたため、国は前年並みの収入を保障する調整係数を段階的に廃止し、それに代わり、新たな機能係数を導入し、社会によって病院に求められる機能を評価するという方針を打ち出している。新たな機能評価項目として、正確なデータの提出、効率的な医療の提供、複雑な診療を要する医療の提供、多様な患者の受け入れ、救急医療の提供、地域医療への貢献、チームによる医療の提供があげられており、評価すべき方向性の 1 つとして地域で求められている機能を評価しようというのが特徴になっている。

本研究では、筆者も参加している DPC マネジメント研究会が 2009 年に実施した第 4 回「DPC マネジメントに関するアンケート」調査から得られたデータを使用した分析を行った。今回の調査では、DPC 導入病院のうち多くのサンプルが得られた都道府県市町村立と医療法人の比較分析を行い、さらに、今回は病院が地域で求められている機能、すなわち他の医療機関との連携に注目した分析も行った。DPC 導入下での都道府県市町村立と医療法人の比較分析を行った結果は、以下のとおりである。第 1 に、客観的な実績値に基づく分析によると、2007 年度から 2008 年度にかけて、都道府県市町村立では、他の医療機関との地域連携パスの作成数が有意に増加し、医療法人では、紹介患者数、他の医療機関からの逆紹介患者数が有意に増加した。第 2 に、調査対象の病院による主観的な評価値に基づく分析によると、調査時点と昨年度の比較において、1 治療当たりの在院日数、病床利用率、治療件数当たりの治療ミスは、都道府県市町村立のほうが医療法人より有意により大きく低下し、病院の財務状況は、都道府県市町村立のほうが医療法人より有意により大きく上昇した。2 番目の結論については、効率化のインセンティブにさらされていなかった都道府県市町村立のほうが DPC 導入という環境下で効率化の伸びしろが大きかったためであると考えられる。したがって、効率性からみた DPC の効果は、医療法人より都道府県市町村立においてより強く現れたということができよう。

6月18日（土）14:30-16:30

テーマセッションⅠ

（b）「国の縦割り行政と地方の総合行政」

報告者： 北山 俊哉（関西学院大学）

「公共政策の実施と中央地方関係制度」

村上 祐介（日本女子大学）

「自治体の行政委員会制度と縦割り行政：教育行政の事例を通じて」

松井 望（首都大学東京）

「自治体行政の政策の『総合化』とその手続：庁議制度の観察から」

討論者： 市川 喜崇（同志社大学）

阿部 昌樹（大阪市立大学）

司 会： 北村 亘（大阪大学）

日本の地方自治体は、いわゆる総合行政主体として、さまざまな政策の実施を担っている。他方で、国の仕事は各省庁の分担管理のもとで縦割り行政として、それぞれの省庁が独自の論理のもとに行政事務の責任を負い、その仕事の実施に当たっては、地方自治体の各部局が重要な役割を果たしている。国の法律で定められた事務と地域住民の要望に基づく事務をともに行う地方自治体は、与えられた予算制約のもとで総合行政主体として政策に優先順位をつけなくてはならない。一方で縦割り行政が厳然と存在する中で、地方分権が進展する近年、地方自治体はどのように優先順位をつけ、政策選択を行っているのか。政策の実施を分析する枠組みを意識しつつ、保健福祉、教育という個別分野における地方自治体の政策選択と、自治体の総合行政を支える調整のしくみのそれぞれについて検討し、分権時代の中央地方関係を考察する。

テーマセッション I (b) : 「国の縦割り行政と地方の総合行政」
公共政策の実施と中央地方関係制度

北山俊哉 (関西学院大学)

さまざまな公共政策をどのようにして実施するか。中央政府、地方政府はどのようにその実施に関与しているのか。また公共政策を実施する上で必要な資金をだれがどのようにして負担するのか。そして、実施主体や資金供給のあり方の差異が、公共政策の実質にどのような影響を与えるのか。本報告は、このような観点から本セッションの論題に接近しようとする。

国有化された地方政府？

拙著、『福祉国家の制度発展と地方政府』では、地方政府を、上位政府からの監督の程度と、地方政府の能力の高低によって分類し、類型として、「国家独占」「国家依存の地方政府」「社会経済依存の地方政府」「国有化された地方政府」「自律的地方政府」が掲げられた。そして日本は、北欧諸国と並んで、国有化された地方政府に近い位置を占めている。この「国有化された地方政府」とは、上位政府からの中程度の監督、そして高い地方政府の能力によって特徴付けられている。拙著では、日本の地方政府が総合行政主体として地方自治法によって位置づけられていることは、まさにこの、「国有化された地方政府」の状態を別の言葉で表現したものと考えられると指摘した。

政策実施のあり方

このような制度のもとで、具体的に個々の公共政策をどう実施するかは様々である。以前に、『都市問題研究』では、以下のように分類を行った。

官 I	国・中央政府が直接に実施	集権
官 II	国の出先機関によって実施	deconcentration (分散)、分離
公 I	地方政府が受託して、法定受託事務として実施	融合
公 II	地方政府が分権的に、自治事務として実施	decentralization (分権)

また、日本の場合、法定受託事務(公 I)と自治事務(公 II)の違いと言っても、いわば「法定自治事務」(教育、国民健康保険、介護保険など)があり、自治事務といっても実施が義務付けられている。

また、公 I や公 II の場合、国からの補助金、負担金、地方交付税などの様々な方法によって、国と地方とがともに負担を行って政策実施を行うことが多い。

具体的な政策実施

本報告では、以上のような観点から、具体的な政策、とくに保健福祉政策の領域で、どのような状況がみられているのか、どのような政策効果を持つに至っているのかについて概観する予定である。

テーマセッション I (b) : 「国の縦割り行政と地方の総合行政」

自治体の行政委員会制度と縦割り行政

—教育行政の事例を通じて—

村上祐介 (日本女子大学)

本報告の目的は、首長から独立した行政委員会制度の存在が、当該政策領域の縦割り性をどの程度強めているのか（あるいは強めていないのか）を、理論・実証の両面から検討することにある。

これまで行政学や地方自治論などでは、行政委員会制度は必ずしも十分に機能していないとされてきた。むしろ、行政委員会が首長部局から法制度上分立していることで、当該政策領域を担当する中央省庁と直結しその系統組織となっているとの見解が広く共有されてきた（たとえば、西尾勝（1990）『行政学の基礎概念』東京大学出版会）。行政委員会制度は首長による総合行政を妨げる存在であり、当該政策領域の縦割り性（政治学的にいえば政策共同体）を強めてきたと考えられてきた。

本報告ではこうした通説的見解に対して、行政委員会制度の存在が必ずしも当該政策領域の縦割り性を強めているわけではないことを教育行政の事例から明らかにする。周知の通り、日本の地方教育行政は行政委員会制度を採っており、しかも現行の行政委員会の中でも教育委員会は最もその規模が大きく、かつ重要な行政委員会である。したがって、行政委員会制度の実態を考えるうえで教育委員会の分析は不可欠といえる。

本報告は理論と実証の両面から検討を加える。理論に関しては、行政学での統合・分立の概念を用いながら先行研究の理解を整理する。また、本研究での仮説を示す。実証では制度改革と制度運用の場面を区別して、それぞれ簡単に事例分析を行う。制度改革については、1956年以降の教育委員会制度改革をめぐる政治過程を検証する。制度運用については、教育行政の中でも最も集権性・縦割り性の強いしくみとされてきた教育長の任命承認制の下での人事の実態を分析する。以上の検討を通じて、教育委員会の制度デザインそれ自体が縦割りの政策決定とはほど遠く、当該政策領域を所管する中央省庁（文部科学省）の影響力は限定されていたことを示す。またそうした制度の下で、最も集権性・縦割り性が強いとされてきた教育長の人事においても、実態として強い縦割り性が観察されるわけではないことを明らかにする。

本研究の結果から示唆されることは次の通りである。第1に、行政委員会制度の存在が中央省庁と自治体の当該部局（例：文部科学省と教育委員会）との縦割りの関係を強めているという通説的見解は再検討の必要がある。報告者は政策領域ごとに縦割りの実態があることを否定しないが、行政委員会の存在が政策共同体内部の密度や閉鎖性を強めているわけではないことを主張する。第2に、仮に行政委員会制度の存在する政策領域で強い縦割り性が観察されたとしても、その原因として行政委員会とは別の要因がありうるのではないかということである。たとえば専門職集団の存在や、当該政策領域の専門性の強さなどが考えられる。今後、行政委員会制度を採る政策領域での実態を明らかにすると同時に、政策領域ごとの縦割り性の強さを規定する要因とそのメカニズムを探っていくことが求められる。

テーマセッションⅠ (b):「国の縦割り行政と地方の総合行政」

自治体行政の政策の「総合化」とその手続

—庁議制度の観察から—

松井望 (首都大学東京)

自治体行政にとって「総合化」とは、幅広い概念である。例えば、国レベルでの省庁体系と自治体を客体においたときの省庁間関係の観点から、「いわば「上から」」呈されるものとして、「総合性」(金井 2008)を捉えることもある。また、自治体内でも、国の事務権限に基づく「個別行政」(高木 1986)や、各自治体の個別政策分野(打越 2004)の基本計画等と全庁的な総合計画制度との対比のもとに、主に、後者を「総合化」として捉えることもある。更には、個別政策もまた、「総合化」が図られるものとして、局处的な「総合化」の存在も指摘される(内海 2010)。

ことほど左様に、「総合化」とは、見るものにより、その実態が異なる概念ではある。しかし、独任制の統治機構を採用するわが国の自治体行政組織では、最終的には一人の長のもとで、政策は決定され、勿論、政策内容の具体性と抽象性には様々な程度があるとしても、「総合化」が図られる。その際、個別政策が擦り合わせることなく併設されたり、「総合化」の質や資源配分において、傾斜や優先順位付けがなされることもある。しかし、それらもまた、長による政策の「総合化」の判断の結果でもある。そのため、自治体行政では、結果的には、長という一所のもとでの、政策の「総合化」以外の選択は存在しない、ともいえる。ただし、その「総合化」へと至る過程は多岐に至る。では、どのように「総合化」が図られるのだろうか。

勿論、独任制とはいえ、全ての政策をひとり長の下で調整が図られ、独断で「決定」へと至るわけではない(そうではないこともある)。「総合化」に至る「決定」過程では、多分に様々な制約要因や多様な主体が存在しており、その合意のもとに進められる。そのため、「決定」過程とは調整過程であるとも換言できる。ただし、制約要因である制度、利害、理念等の観点から自治体行政を分析される場合、各種要因等への分析に重きが置かれるため、自治体行政内での事案決定手続への分析は所与のものとして捉えられることもある。しかし、自治体行政内部での事案決定手続には、一般的に、「決定」されるべき事案の軽重次第では、専決というタテの分業・協業に基づく決定手続もあれば、長のもとでも会議体を置き、そこで、ヨコの分業・協業に基づく決定も行われている。これらは、いずれも「総合化」に至るまでには、合意に基づく集団主義的な手続という行政慣行が存在することで共通しているものの、前者のタテの分業・協業に基づく決定手続に比べても、後者のヨコの分業・協業による決定の場への観察は極めて限られた状況にある。では、ヨコの分業・協業による決定の場では、どのような手続により、何が「決定」されているのであろうか。

本報告では、このような問題関心から、最終的な長が決定に至る手続上の場として採用される会議体、特に、主に首長及び直近下位部門長等から構成される会議体である「庁議制度」を具体的な観察対象と置き、個別自治体での運営状況の分析を行う。これにより、題する本分科会のテーマである「国の縦割り行政と地方の総合行政」において、特に後者の点である「地方の総合行政」の観点から、自治体行政内の「総合化」のメカニズムをその特性を明らかにし、更には、自治体行政での政策の「総合化」とは、どのようなものを指すかを考えてみたい。

6月18日（土）14:30-16:30

テーマセッションⅠ

（c）「公共政策と選挙」

報告者： 河村 和徳（東北大学）

「地方選挙の公約にみる世代間格差：悲願の達成と公約の変化」

名取 良太（関西大学）

「公共政策と人口構成：媒介装置としての選挙制度の影響について」

菅原 琢（東京大学）

「東日本大震災と世論：公共政策をめぐる世代間格差と地域格差の分析」

討論者： 辻 陽（近畿大学）

工藤 裕子（中央大学）

司 会： 森脇 俊雅（関西学院大学）

テーマセッションⅠ（c）：「公共政策と選挙」

「地方選挙の公約にみる世代間格差」

悲願の達成と公約の変化

河村和徳 （東北大学）

選挙で掲げられた選挙公約は公共政策として実施され、それが達成されるとまた新しい政治課題が選挙公約として掲げられる。選挙と政策の間には一定の循環があると考えられる。そこで、本報告では、高速交通網の整備を一つの題材に、そこでみられる変化について、世代間の意識の違いという視点を加味しながら考察を行っている。

高速交通網の整備は、地域振興という側面（雇用の確保）と地域間格差の是正という二つの側面があった。北陸や北海道、九州のように整備中の地域では、こうした地域社会全体の利益に適う「悲願」は合意争点化し、与野党問わず公約として掲げられる傾向と考えられる。そして、「地域の悲願」は、党派を超えて国からの補助金を勝ち取ろうとする「政党相乗り首長」を生む要因となったと考えられるし、それを支える地方議員たちも「錦の御旗」として、対立状況を回避できる要因になったと考えられる。事実、自民党に連なる地方議員は選挙戦で「新幹線をつくるためには自民党（である私）の力が必要」と訴えていたし、社会党の地方議員も選挙公約に「新幹線の建設を進めて地域活性化」と書き加えていた。

このように考えると、「悲願の達成の程度、タイミング」によって、地方選挙における対立軸に若干のズレが生じるということが予想される。すなわち、はやくに「地域の悲願」が失われたようなところでは地方政治の公約は多様化する傾向にあり、北陸や北海道など整備が遅れているようなところでは意見の分散は少ないと思われるのである。なお、筆者としては、最近、悲願が達成されたような地域（青森や九州）などでは、「若い候補者は達成された「悲願」を所与のものと考え政策を訴え、陳情に汗を流したベテラン議員は新しい「悲願（地域的な公共事業）」に執着する」といった違いが生じているのではないか。こうした点にとくに着目し、議論を進めたいと思う。

テーマセッションⅠ(c):「公共政策と選挙」

「公共政策と人口構成」

媒介装置としての選挙制度の影響について

名取良太 (関西大学)

本報告では、市レベルの財政支出構造と選挙競争に関する探索的な分析を通じて、公共政策の決定と選挙の関わりについて論じていく。

地方自治法の規定により、地方自治体においては首長に予算提案権が専属している。地方議会には審議・決定する権限こそ与えられているものの、修正権とりわけ増額修正については強い制約が課されている。すなわち、(中央からの制約を別とすれば)地方自治体の首長は、政策(予算配分)決定について圧倒的な影響力を行使することができる。したがって、公共政策と選挙の関係を分析するにあたって市レベルは格好の対象となる。

分析を進める際の基本的な考え方は、次の通りである。首長選挙が定数1で争われる以上、首長が実施する政策および財源配分は、当該自治体の人口構成をはじめとする社会・経済環境に拘束され则认为。これは、首長が所謂中位投票者圧力を受けざるを得ないという仮定に加え、こうした首長の政策選択が、議会との関係において自らを極めて有利な立場に置くという側面からも説明する。また、首長の政治的属性(支持母体・推薦政党・当選回数など)、首長自身の社会的属性(性別・年齢・前職など)、選挙の競争度合といった要因も分析に含めていくが、これらの要因は、一定の条件の下、限定的に資源配分に影響を及ぼすにとどまると考える。

分析対象は1990年代中盤以降とし、財政規模が縮小していく中で、いかなる選択がなされてきたのか、あるいはいかなる選択をせざるをえなかったのか、二元代表制及び選挙制度がいかに効率的資源配分を制約するのか、といった点を念頭に置きながら議論を進めていく。

テーマセッション I (c) : 「公共政策と選挙」

東日本大震災と世論

公共政策をめぐる世代間格差と地域格差の分析

菅原琢 (東京大学)

2011年3月11日に東北地方太平洋沖の広範囲を震源として発生したマグニチュード9.0の大地震は、東北地方を中心として多数の人命を奪い、甚大な被害をもたらしたに留まらず、これまで安定していると認識されていた日本の社会、経済、政治にも、重大な影響を及ぼし、困難な意思決定を要求するものとなっている。特に公共政策に関しては、次の2つの課題が浮かび上がっている。

一つ目の課題は、被災地の復興にかかる問題である。巨大津波によって飲まれた東北地方の太平洋岸の地域の復興には巨額の公共投資が必要とされるが、震災以前から不健全であった日本の財政状況で、この資金をいかに捻出するかということはすでに重要な政治的課題となっている。消費税増税に加え、復興目的で所得税を増税する、国債の発行量を増やすなどの各種提案がなされているが、いずれも経済に悪影響を与える可能性などが指摘されている。

もう一つの課題は電力政策である。津波により危機的な事故となった東京電力福島第1原子力発電所をはじめ、太平洋岸の発電所の多くが停止したことによって東京電力のエリアでは電力供給がひっ迫し、計画停電が実施されることとなった。今後、原発の利用は慎重にならざるを得ない一方、他の電力源（火力、水力、自然エネルギー）もさまざまな問題をかかえており、どのコスト、リスクを取るべきかという選択が政治的課題となると考えられる。

この二つの政策課題は、社会の中の誰が、どのように、どの程度の負担を被るかという基本的な公共政策の問題を孕んでいる。特にここでは、地域と世代の格差、対立が重要である。被災地の復興は、公共事業に依存する地方という問題をクローズアップする。復興財源の問題は、国債により後の世代に先送りしてきた問題の早急な解決を要求する。NIMBYである発電所の問題は、地方の支えと犠牲によって成り立つ大都市東京の脆弱性を明らかにする。原発は、現役世代がその利益を享受し、そのコストを後世に押し付けるという点でやはり世代間格差の問題である。

今回の報告では、震災直後に行ったネット調査の分析を通して、震災後浮かび上がってきたこれらの問題を日本社会がどのように受容しているのか、地域間・世代間で問題認識や政策選好にどのような差があるのか確認しつつ、議論する予定である。

6 月 18 日（土）14:30-16:30

テーマセッション I

（d）「情報通信技術（ICT）と公共政策」

報告者： 河井 孝仁（東海大学）

「コミュニティを接続する ICT：e コミュニティしただの事例を基礎に」
山本 達也（名古屋商科大学）

「非民主主義国における ICT と公共政策：政府によるインターネット・
コントロール政策の限界か？」

金川 幸司（静岡県立大学）

「ネットとリアルのガバナンスについて考える：地域情報サイトの比較
研究から」

討論者： 松田 憲忠（青山学院大学）

司 会： 岩崎 正洋（日本大学）

電子政府や電子自治体についてはいうまでもなく、近年では、ウイキリークスの問題、尖閣問題の映像流出、チュニジアのツイッター革命など、ICT（Information and communications technology）が一国の政治や行政に大きな影響を及ぼすようになっているのは明らかである。公共政策の問題を考える際にも、ICT を考慮に入れる必要が出てきているといえる。

日本における ICT の発達・普及にともない、電子政府や電子自治体の構築に向けた動きがみられるとともに、従来の政策の形成や実施のように、政府が主導するばかりでなく、NPO やコミュニティの果たす役割の大きさがクローズアップされるようになった。ウイキリークスの問題は情報やセキュリティにかかわる政策にからんでくるといえるし、尖閣映像は安全保障の政策とかわる。ツイッター革命も、公共政策の研究から検討を加えることが可能であり、非民主主義の国における規制の網の目をくぐり、ICT が政治変動を引き起こしたものであり、従来の発想ではとらえることができないものである。このような現実の動きをふまえ、本企画では、ICT の発達が公共政策研究にどのような視点を新たに提供し得るかを検討することを企図している。

テーマセッションⅠ（d）：「情報通信技術（ICT）と公共政策」

コミュニティを接続するICT

ーeコミュニティしまだの事例を基礎にー

河井孝仁（東海大学）

ICTの進展及びその活用の拡大によって、「公共」にとってのICTの意味は極めて大きくなっている。

それは「地域」という状況においても同様である。とりわけ、ブログ、ツイッター、FacebookをはじめとするSNS、Ustreamなどの活用による動画発信などによって容易に可能となったCGM（Consumer Generated Media＝消費者によるメディア生成）は、公共の主体である市民の発信力を大きく高めた。地域という現場で考えるなら、ICTは、いわばCitizen Generated Media（市民によるメディア生成）を可能としたということもできるだろう

しかし、個々の市民の発信力の拡大だけでは、地域の幸福最大化は困難であると考ええる。CGMが公共にとって意義を持つためには、ICTがデジタル技術によって基礎づけられていることから敷衍できる「可塑性」への注目が必要となる。地域における市民によるメディア生成・CGMとは、市民によるコンテンツ生成（Citizen Generated Contents・CGC）を基礎に、コンテンツの可塑性が促進する市民による編集（Citizen Generated Edition・CGE）が行われ、それが有効に提供できる市民によるプラットフォーム生成（Citizen Generated Platform・CGP）が組み合わされなければならない。

また、そこでの編集やプラットフォームに掲載されるコンテンツは、必ずしもCGCだけではなく、地域にとって依然として重要な意味を持つと考える新聞やラジオなどの既存メディアが生成したものも包含されることで、信頼性等の課題への対応を可能とするだろう。

今回報告する事例である静岡県島田市の「eコミュニティしまだ」の取り組みは、そうした状況を示すものとして興味深い。

NPOであるクロスメディアしまだが運営する「eコミュニティしまだ」は、登録によりアグリゲートされた島田市民や地域商店・団体などのブログ、ハッシュタグ#shimadaでのツイート、FM島田のコンテンツ、静岡新聞がネット向けに発信した情報などによって構成されている。

運営者であるクロスメディアしまだは、「eコミュニティしまだ」において案内人として多様なコンテンツを組み合わせ、ピックアップし、選択的に訴求するというオンラインでの編集をおこなうとともに、交流会や学習会、イベント企画、Ustream中継などによるオフラインでの「編集」も担っている。さらに、これらによって得た信頼等を基礎に、電子商取引への参入も行った。

報告ではこうした考察及び事例に基づき、地域におけるICTの持つ意義について報告し、議論の基礎とする。

テーマセッション I (d):「情報通信技術 (ICT) と公共政策」

非民主主義国における ICT と公共政策

政府によるインターネット・コントロール政策の限界か？

山本達也 (名古屋商科大学)

今や、携帯電話やインターネットに代表される新しい情報通信技術 (ICT) は、政治体制の如何を問わず、広く世界中に普及している。もちろん、非民主主義国も例外ではない。こうした状況を踏まえ、本報告では、非民主主義国において新しい ICT が普及することの公共政策的意味を検討していく。とりわけ、2011 年に入って相次いで「ICT 革命」とも揶揄される政治変動が起こったアラブ諸国の状況に注目し、政府による新しい ICT に対するコントロール政策を中心として議論を進めていく。

非民主主義国では、新聞、ラジオ、テレビ、雑誌などの既存メディアに対して情報統制を敷いている国が多い。こうした国では、携帯電話やインターネットという新しい ICT に対しても何らかのコントロールを可能とする情報通信政策を志向することになる。その目的は、新しい ICT が既存の体制基盤を浸食しないような環境の整備にある。

一国の政府にとって、インターネットに「コントロールの網」をかけることは技術的にそれほど難しいわけではない。それゆえ、中国やアラブ諸国に代表されるように、多くの非民主主義国において、インターネット・コントロール政策が施行されている。

こうした国家では、いつ、誰が、どこから、どのようなインターネット利用がなされているかを政府の側が把握することが容易であり、場合によっては既存の体制にとって「都合の悪い」ウェブサイトやインターネット上のサービスに対して国内からのアクセスができないようにブロックすることが可能となる。

インターネットの黎明期およびその後しばらくの間は、こうした政府によるインターネット・コントロール政策は有効に機能してきたように見える。もちろん規制をかいぐろうとする市民は常に存在し、政府と市民との攻防は続いてきたものの、基本的に政府側が有利な構造を有してきた。

しかしながら、現実には、2011 年に入ってから、まずはチュニジアで「盤石な体制」だと思われていたベン・アリー政権が、新しい ICT を媒介とした若者を中心に巻き起こったデモの結果敢えなく崩壊し、次にエジプトでも「絶対的な支配」を確立していたと思われてきたムバラク政権を崩壊へと追い込んだ。

この事実は、政府によるインターネット・コントロール政策がもはや有効性を失っているのではないかという疑問を想起させる。本報告では、この疑問に対して、フェイスブックやツイッターに代表されるソーシャル・メディアの台頭を軸に、公共政策としての政府によるインターネット・コントロール政策の有効性とその限界について検討する。

テーマセッション I (d):「情報通信技術 (ICT) と公共政策」

ネットとリアルガバナンスについて考える

地域情報サイトの比較研究から

金川幸司 (静岡県立大学)

インターネットの普及により、バーチャル空間が無限に広がりつつある。その中で、個人がネットを通じて繋がり、政治、行政、文化に大きな影響力を持ちつつある。一方で、先進諸国においては、政府が単独でその統治を行うことが困難となり、ガバナンスという概念がここ 20 年の間に定着してきた。本報告では、こうした動きの中で、コミュニティのリアルガバナンスにネット上のガバナンスがどのような関係性を持つのかを検討することを目的とする。また、インターネットの高速化、パソコンの高性能化、ウェブ 2.0 などの新たなサービスの普及により、電子会議室 (BBS)、SNS、ブログ、ツイッターといった形で、情報通信ツールが急速に発展している。さらに、現在は、従来の電子会議室システムのような場の提供から、SNS、さらには、ツイッターのような、より「個」のつながりを重視した浅い関係のシステムに移行しているかのように見える。しかし、ツールの新旧にかかわらず、活性化しているネットコミュニティがある一方、立ち枯れていくコミュニティも多い。地域レベルでのネットコミュニティでは、自治体トップの姿勢、ネット上のリーダーやネットワーカーの存在、開放性と適度な閉鎖性、趣味活動や観光情報などのコンテンツとの連動、参加コミュニティとしてのルール作り、といった面で違いが起こっているようにも見える。

本稿では、このような、地域コミュニティにおけるリアルとネットの関係について、地縁組織を強化した形の「岡山市の電子町内会」、地域における顔の見える関係性の延長線上に構築し、生涯学習政策を母体として見られる「掛川市の地域 SNS」、大都市近郊地域の電子掲示板として先導的な役割を果たしてきた、「藤沢市の市民電子会議室」、といった異なった地域におけるネットコミュニティへの参与観察をもとに、一定の分析を試みた。その結果、地域の情報サイトがバーチャル上で独立しているというより、従来からの行政施策やその地域のソーシャルキャピタル等によって影響を受けているのではないかとの推定がなされた。また、バーチャルなネットコミュニティがリアルのコミュニティガバナンスに一定の影響を与え、これらのネットとリアルガバナンス同士の相互作用が働いていることが推測できる。

しかしながら、公共が関与したサイトのリアルガバナンスに与えるインパクトが十分に検証できるわけではなく、また、民間を含めた多様なサイトが併存している中で、これらの関係性をガバナンスの変容という時間軸の中で捉えることが今後の課題である。

6月18日（土）14:30-16:30

テーマセッションⅠ

（e）「これからの大都市と自治体の広域連携」

報告者： 上山 信一（慶応大学）

「大阪都構想：その背景と実現への課題」

田村 秀（新潟大学）

「自治体広域再編の動向と課題：道州制構想と大都市再編構想を中心に」

討論者： 中邨 章（明治大学）

金井 利之（東京大学）

司 会： 牛山 久仁彦（明治大学）

地方分権改革の進展の中で、自治体のあり方が問われており、都構想や道州制など、大規模な自治体制度改革が注目されている。その背景には、権限や財源が国から自治体に委譲されて分権改革が進む一方で、依然として残る集権的なシステムや、民主党政権誕生以降の「地域主権改革」の迷走する状況がある。また、「平成の大合併」によって、自治体の大規模化が図られ、自治体数が激減したが、その結果生まれた大小自治体が、行政機能を十分に発揮するための広域連携の仕組みをどうするのか問われており、広域自治体としての都道府県のあり方もさることながら、道州制のような制度改革構想について、あらためて検討する必要もある。そこで、本セッションでは、大阪都構想や中京都構想といった、都道府県と政令市の関係を問うような改革構想を検証し、大都市制度の今後を議論すると共に、大小様々な自治体が存在する地方の現状の中で、自治体が相互補完する広域連携の問題についても、議論を進めていきたい。広域行政や自治体連携、都構想について、お二人の報告者からの研究報告を受け、それらについての実践的な課題や改革方向についての是非、東京都制との比較による都構想の特徴など、討論者からの問題提起を受けて、活発な議論を行なっていく。

テーマセッションⅠ（e）：「これからの大都市と自治体の広域連携」

自治体広域再編の動向と課題

―道州制構想と大都市再編構想を中心に―

田村秀*（新潟大学）

- 1 はじめに
- 2 道州制構想の歴史
 - （1） 都道府県制度の歴史
 - （2） 都道府県改革に関する議論
 - （3） 地制調と道州制ビジョン懇談会における議論
- 3 大都市再編構想の歴史
 - （1） 大都市と府県の対立と特別市制度
 - （2） 政令指定都市制度の検証
 - （3） 特別自治市構想と「都」構想
- 4 諸外国における自治体広域再編の動向
 - （1） イングランドにおけるユニタリー化の動向
 - （2） アメリカのコンソリデーション
 - （3） その他の国における動向
- 5 道州制構想と大都市再編構想の課題
 - （1） 道州制導入の諸課題
 - （2） 大都市再編の諸課題
 - （3） 大震災後の国と地方のあるべき姿
- 6 おわりに

本報告においては、道州制ビジョン懇談会専門委員として道州制構想に関する議論の一端に参加した経験も踏まえ、まず、広域自治体である都道府県を再編する道州制構想等について、その歴史を振り返るとともに、都道府県にとって、ある意味ライバル関係にもある大都市の再編構想についても言及する。特別市制度や政令指定都市から提唱されている特別自治市構想や一部の「改革派」首長から提唱されているいわゆる「都」構想などを概観し、諸外国の動向も踏まえ、これら道州制構想と大都市再編構想の諸課題について、大震災の影響も考慮しつつ考察することとしたい。

田村秀『道州制・連邦制 これまでの議論・これからの展望』（ぎょうせい、2004年）

田村秀『自治体格差が国を滅ぼす』（集英社新書、2007年）

田村秀『消滅か復権か 瀬戸際の新潟県―12の課題』（新潟日報事業社、2010年）

*新潟大学法学部

6月18日（土）16:45-18:15

特別セッション

「減災と復興の公共政策」 「学会連携・震災対応プロジェクト」連携企画

パネリスト： 細野 助博（中央大学）
長峯 純一（関西学院大学）
永松 伸吾（関西大学）
増田 聡（東北大学）

司 会： 松原 聡（東洋大学）

東日本大震災は、第2次世界大戦後の日本が直接こうむった最大の災害といえるのではないのでしょうか。地震と巨大津波によって、東北と関東の太平洋岸を中心に大きな被害をもたらされました。死者・行方不明者が2万人以上に上る大災害でした。あわせて、福島での原子力発電所の被災と事故発生は、従来の安全神話や危機管理にかかわってきた政策を根底から問い直させる出来事でした。

被災地の救援は徐々にですが進み始めています。しかしいまだに避難所での生活を余儀なくされている多くの方々がいます。仮設住宅の建設と入居も進んでいますが、その使用の年限は限られています。何よりも農業や漁業をはじめとして、生活の糧を失った多くの方々がいます。暮らしの再建、そしてまちそのものの再建は、容易なことではないのが実情です。

復興を目指して、国や地方自治体の懸命の努力が進んでいますが、日本公共政策学会としても、その専門の観点から、東日本大震災に関して検討することは当然と考えます。とはいえ、2011年度の研究大会までの期間は限られており、特別セッションとして、緊急にパネルディスカッション形式でのセッションを開催することにいたしました。

今、各学会では、今次大震災を巡って、様々な検討が進みつつあります。理系の分野では、土木、建築、都市計画、原子炉工学、環境学、医学などで、活発な議論が始まっています。社会科学系の各学会でも同様の動きがあります。日本公共政策学会としては、この問題を巡って、少なくとも議論を始めること、そして、今後の救援や復興に多少なりとも貢献すること、さらには、将来に向けて災害や復興にかかわる公共政策の観点からの研究を深め、政策提言をしていくことも求められているように思います。

以上のような問題意識から、現在の本学会運営の中心にある方々にもご登壇を願って、この緊急のパネルディスカッションを行うことにいたしました。この特別セッション「減災と復興の公共政策」が、今後の議論にとっても意義ある一歩になればと願っています。

6月19日（日）9:30-11:30

テーマセッションⅡ

「地球温暖化対策と地域づくり・地域活性化」

報告者： 平岡 俊一（北海道教育大学）

「地域づくり・地域活性化を視野に入れた地球温暖化対策の必要性、現状と課題」

中口 毅博（芝浦工業大学）

「地域活性化型温暖化対策の評価指標と手法：地域の持続可能性指標の構築」

的場 信敬（龍谷大学）

「地域温暖化対策における市民参画の手法：英国トランジション・タウン運動の考察から」

金 再奎・岩川 貴志（滋賀県琵琶湖環境科学研究センター）

「市民参画による持続可能社会の将来ビジョンと実現ロードマップの作成：東近江市の事例」

司会・討論者： 田中 充（法政大学）

ここ 10 年ほどで、地球温暖化対策は地域・自治体レベルにおいても取り組むべき政策課題であるという認識は、一定規模以上の都市が中心ではあるが浸透し、実際の政策・事業も徐々に活発化している。しかし、現時点で、多くの自治体の政策・事業は、家庭・事業所等で省エネを行うことによって二酸化炭素をどれくらい減らせるか、といった、排出量の削減のみに主眼を置いたものとどまっている。

国レベルでの対策も同様だが、温暖化対策は本質的には、エネルギー大量消費型の現在の社会・経済システムそのものを変革し、低炭素かつ持続可能な社会を形成することを目指す取り組みである必要がある。地域・自治体レベルに関してより具体的に言えば、その事業・政策が、CO₂の削減と同時に、地域の社会活動や経済活動の活性化・発展にもつながる、「地域づくり・地域活性化を視野に入れた温暖化対策」の推進が求められる。

実際にここ数年、少数ではあるが、そうした趣旨の温暖化対策に取り組もうとする意欲的な地域・自治体が現れるようになった。それらの地域・自治体では、一定の成果をあげ一方で、多くの問題・課題にも直面している。

本セッションでは、地域づくり・地域活性化型の温暖化対策をテーマに、まず、取り組みの必要性ならびに現状と課題について確認した上で、今後、事業・政策を推進していく上で重要課題になると考えられる個別テーマとして、評価指標・手法、市民参加、ビジョン・ロードマップ作成などを取り上げ、報告と討論を行う。

テーマセッションⅡ：「地球温暖化対策と地域づくり・地域活性化」

「地域づくり・地域活性化を視野に入れた地球温暖化対策の必要性、現状と課題」

平岡 俊一（北海道教育大学教育学部釧路校）

1. 地域づくり・地域活性化を視野に入れた温暖化対策の必要性

ここ10年ほどで、地球温暖化対策は地域・自治体レベルにおいても政策課題であるという認識は、一定規模以上の都市が中心ではあるが浸透し、実際の政策・事業も徐々に活発化している。しかし、未だに、行政や市民など地域の関係主体の間においては、温暖化対策を地域・自治体で積極的に取り組む意味や当事者意識などが十分に共有されているとはいえない。

そうした中で、温暖化対策と地域の社会・経済の発展の関係性、について考えることは、地域・自治体レベルで温暖化対策を推進する意味を認識していく上で重要な視点となる。温暖化対策には、再生可能エネルギー利用に代表されるように、地域の自然、産業、社会インフラ等の地域資源の価値の再認識、有効活用を促す要素が多く含まれており、新たな地域活性化策の手段となる可能性を有している。また、温暖化対策自体、本質的には、現在のエネルギー大量消費型の社会・経済の仕組みそのものを変革し、低炭素かつ持続可能な社会形成を目指す必要がある。地域・自治体における温暖化対策に関しても、低炭素、循環、自給等を基調とした持続可能な地域社会形成を目標とした、地域づくり・地域活性化を視野に入れた取り組み「地域づくり型温暖化対策」の推進が非常に重要になる。

2. 取り組みの現状

現在、少数ではあるが、地域づくり型温暖化対策に取り組む自治体が現れている。それらの事業・政策は、大まかには、農村部では再生可能エネルギー導入、農林業活性化などの面から、都市部では環境配慮型交通拡充、コンパクトシティ推進などの面から進められている。計画段階のものとして、主に都市部では、低炭素型産業の誘致・育成、低炭素型住宅街・市街地の形成等のような構想も見られるが、事業規模の大きさなどから、実現に向けた課題は多いものと考えられる。

また、取り組みの成果の面では、地域のPR効果、市民活動等の活性化、個別事業者の売り上げ増加などのような成果は見られるが、現時点では、雇用確保、人口増加、財政状況の改善など、地域全体で数字等で表せるような成果を出している事例が多く現れるという状況には至っていない。

3. 検討すべき課題

今後、地域づくり型温暖化対策を推進していく上で検討すべき課題は多い。特に重要と考えられるのは以下の点である。第一は評価である。これまでの温暖化対策ではCO₂等の削減効果ばかりに目が向けられてきたが、今後、取り組みに地域づくりという視点を組み込んでいく際に、事業・政策をどのように評価していくべきか、指標や手法について検討しなければならない。第二は推進体制・市民参加である。今後、地域の多様な既存政策テーマに関連付けた横断・統合的な温暖化対策を推進する必要があるが、そのためにどのような推進体制を構築すべきなのか、また、これまで以上に多様な主体の参加・協働が重要になるが、そのための具体的な手法、役割分担等についても考える必要がある。第三は地域将来像・ロードマップ作成である。中長期的な視点から、低炭素型の地域社会とはどのような姿なのか、目指すべき地域将来像の明確化と、その実現に向けた取り組みの行程（ロードマップ）づくりが重要になる。それらを地域の関係主体の参加のもとどのように作業を進めていくのか、検討しなければならない。

テーマセッションⅡ：「地球温暖化対策と地域づくり・地域活性化」

地域活性化型温暖化対策の評価指標と手法

－地域の持続可能性指標の構築－

中口 毅博（芝浦工業大学）

2008年に温暖化対策推進法改正され、政令市・中核市・特例市である市町村は、地域全体の温室効果ガス排出削減を進めるための「新実行計画」の策定が義務づけられた。それ以外の市町村も努力規定が盛り込まれており、国は小規模自治体用の簡易版のマニュアルを作成し説明会や出前相談を行って計画策定の普及に努めている。しかし、1990年から2007年にかけてのCO₂排出量の増減をみると（環境自治体会議、2010）、人口3万人未満では8割の市町村が減少しており、3万人～10万人でも6割の市町村が減少している。「少子化や過疎で人口は減るし工場も移転していくので、放っておいてもCO₂は減るのだから対策の必要はない」、「山積する地域の政策課題や財政が逼迫している中で、また東日本大震災のような大規模災害への備えも必要な中で、なぜ温暖化対策に取り組まなければならない」といった疑問に対して、明快な解答がないのが現状である。

そこで「温暖化対策を実施するとそれで食べていける」（経済面）「温暖化対策を実施する地域コミュニティが元気になる」（社会面）「温暖化対策を実施するといざという時の備えになる」といった論法、つまり「将来地域が生き残って行くために、今こそ温暖化対策＝低炭素型地域づくりに打って出るべきだ」という視点から、行政の意思決定者や地域住民、地域企業に働きかけ、問題意識を共有することが、大多数の市町村には必要である。

そこで本研究では地域の活性化＝持続可能な地域づくりを主目的としつつ温暖化対策にもなりうる対策を評価する指標を提案し、その活用の方法論について検討した。具体的には以下の点について検討した。

- 1) 地域の物的資源や人的資源のポテンシャルを評価すること、つまり物的社会資本だけでなく社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）を持続可能な地域づくりの（＝地域活性化と温暖化対策の二兎を追う）観点から定量的に評価する指標のフレームワーク
- 2) 既に地域で取り組まれている活動の評価にこの指標をどのように活用するかといった方法論（既にやっていることの価値の再発見・再評価への活用）
- 3) 地域住民や地域事業者など、地域のさまざまな主体が持続可能な地域社会のビジョンを描く際にこの指標をどのように活用すべきかといった方法論（合意形成への活用）
- 4) 持続可能な地域社会のビジョンを達成するために実施された各種プロジェクトの点検・評価にこの指標をどのように活用すべきかといった方法論（PDCAサイクルへの活用）
- 5) 地域住民や地域事業者の主体的な意思決定をサポートするために、行政や専門家は何をすべきか（各主体の役割分担）

テーマセッションⅡ：「地球温暖化対策と地域づくり・地域活性化」

地域温暖化対策における市民参画の手法

—英国トランジション・タウン運動の考察から—

的場 信敬 (龍谷大学)

英国では、世界に先駆けて国レベルの「持続可能な発展 (SD)」戦略を策定し、またローカル・アジェンダ 21 (LA21) も政府の指導で全国の自治体で作成が進むなど、早くから SD を国政策の中心概念に位置づけ、積極的な対応を行ってきた。2008 年には世界で初めて温暖化対策の長期目標を政府に義務付けた「気候変動法 (Climate Change Act 2008)」を成立させ、新たにエネルギー・気候変動省 (Department of Energy and Climate Change) を設立し、企業セクターとの緊密な連携・巻き込みを図るなど、国をあげてより具体的な取り組みを進めており、世界的な温暖化対策へのチャレンジも主導してきた。

温暖化対策も含めた SD 実現へのチャレンジのしくみとして、英国では 1990 年代以降、政府の強い指導によるトップ・ダウン型により、パートナーシップ型地域ガバナンス・システムの構築を一貫して進めてきた。LA21 や地域戦略パートナーシップ (LSP)、地域合意契約 (LAA) などのパートナーシップ型政策は、利害関係者のエンパワメントや社会包摂といった市民参画のコンセプトの実現を目指し、一定の評価を得てきた一方で、このような地域の「上層」の動きに漏れた底辺の組織や市民が、むしろ地域ガバナンスのプロセスから疎外されているのではないかと、といった批判も出てきている。

その中で、興味深い事例として注目されるのが、「トランジション・タウン (Transition Towns: TT)」の取り組みである。気候変動やピーク・オイルの影響を受け止め、対応しうる「Resilient Society (弾性のある、しなやかな社会)」の構築を市民主導で進める取り組みで、アイルランドの Kinsale で 2005 年にはじまって以降、世界中に取り組みの輪が広がっている。

本稿では、この TT の取り組みについて、特に、地域温暖化対策の意思決定や企画・実践を担う (パートナーシップ) 組織やプロセスの中で、TT が果たしうる役割・機能について検討する。その上で、地域温暖化対策全体のフレームワークに有効な市民参画のあり方についても考察する。

なお本稿の研究は、本セッションの一部の報告者を中心に現在愛媛県内子町で進めている、地域活性化を視野に入れた温暖化対策の推進体制構築に関する研究プロジェクトにおいて、その準備研究の一環として行われているものである。本稿の最後で、内子町をはじめ日本への示唆についても考えてみたい。

テーマセッションⅡ：「地球温暖化対策と地域づくり・地域活性化」

市民参画による持続可能社会の将来ビジョンと実現ロードマップの作成

～東近江市の事例～

金 再奎、岩川 貴志 （滋賀県琵琶湖環境科学研究センター）

温室効果ガス排出量を大幅に削減した持続可能な社会の実現は、省エネ技術の革新や普及といった要素技術対応だけではなく、価値観まで含めた地域社会の構造転換によるエネルギー消費水準の低い社会への変革が求められる。これは地域社会のあり方自体を問いなおすことであるため、行政、住民、事業者など地域のさまざまな主体が参画し、目指す目標社会像（ビジョン）を明確に共有したうえで、数十年の時間スケールの中でその目標に向かって何をしていかなければならないか、そのためにこれから何をすべきか（ロードマップ）を考えることが必要である。また、大幅な温室効果ガスの削減のために地域社会の変革が重要である一方で、地域社会にとって温室効果ガスを減らすことによる恩恵が必ずしも明確には認識されてない。そのため、まずは地域社会がより良好であるためには、地域社会がより豊かであるためには、という視点で社会変革の方向性を検討し、その中でどのようにして温室効果ガスを減らしていけるのか、という視点からアプローチすることが望ましい。

そこで、本研究では、“2030年に二酸化炭素排出量を半減(1990年比)”という制約下で、地域の豊かさを可能な限り達成する社会（本研究における持続可能な社会の定義）の実現を目標とし、滋賀県東近江市を対象に市内のさまざまな主体の参画のもと、その社会のビジョンを具体的に描き、実現のためのロードマップを提示した。

具体的には、東近江市における持続可能な社会づくりの中で目指すべき基本的な方向性、また人々が幸せや豊かさを感じることでできる要素として、①かつての地域の営みの復活による“人と人とのつながり”、②琵琶湖で代表される“自然と人とのつながり”がきわめて重要なファクターであることを地域住民が自らの共同作業で見出した。それをもとに、CO₂の大幅削減をはかりながら豊かさを高められるような地域社会の姿とはいかなるものか、開発した「数値モデル」を用いて社会経済の変化や脱温暖化に必要な対策について定量的な裏付けを行いながら、市の将来ビジョンとしてまとめあげた。そして、ビジョンの実現に向けたロードマップについても、将来ビジョンをえがく段階と同様に「つながり」をいかに高めるかという視点に立ち、現在から2030年に至るまでの施策の道筋を提示した。

このような脱温暖化対策の枠にとらわれない、“地域の豊かさの向上”を中心に考える本研究の地域づくりの視点は、他地域においても大きな示唆を与えうると考えている。

（本研究は、JST 社会技術研究開発センター「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」研究開発領域採択プロジェクトとして行われたものである。）

6月19日（日）9:30-11:30

自由公募セッション

（a）「政策過程と政策評価」

報告者： 西出 順郎（岩手県立大学）

「政府部門評価の研究についての探索的考察（2）：1970-90年代のプログラム評価研究を中心に」

伊藤 洋平（多摩市役所）

「自治体の政策決定から実施、評価まで：多摩市版事業仕分け（行政評価市民委員会）を事例として」

松浦 淳介（慶応義塾大学）

「参議院の役割に関する実証分析」

司 会： 窪田 好男（京都府立大学）

自由公募セッション（a）：「政策過程と政策評価」

政府部門評価の研究についての探索的考察（2）

- 1970-90年代のプログラム評価研究を中心に -

西出 順郎（岩手県立大学）

本報告は、わが国における政府部門評価の研究、特に1980年代前後における当該研究の変遷や特徴等を探索的に考察し、その文脈から評価研究とその実務との関係性について論じるものである。

1950-60年代のわが国ではC.リドレーおよびH.サイモンのいわゆる行政測定論（以下、リドレー・サイモン論）を中心に当該研究の進展が見られた。その中心はリドレー・サイモン論の概説と当該論の実施可能性について論じたものであり、特に行政（もしくは政治）目的の設定やその測定指標の抽出における技術的な問題が数多く指摘された。また当該課題の克服もしくはリドレー・サイモン論の深化へと発展することではなく、実務においても試行段階を超えて制度的枠組として組織内に定着することはなかった。その結果、当該研究の関心はその測定枠組ではなく、執行過程の経済性や社会全体を意識した指標へと移行するⁱ。その後数年の歳月を経て、わが国の評価研究は新たな出発を迎えることになる。英国もしくは米国連邦政府によって政策や施策の有効性評価さらには行政管理支援を目的とする業績測定などの取組が「プログラム評価」や「マネジメント・レビュー」といった技法的概念で具現化されたからである。特にプログラム評価に関する研究は米国連邦政府の実務を検証することでその分析視角も拡大しつつあった。しかしその一方、わが国の評価実務は行政監察の有効手段として新展開を迎えたかにみえたが、本格的な制度的枠組の構築までには至らなかった。本報告では、行政測定研究の再考とともに1970-90年代における新たな評価研究の時系列的展開や評価実務との関係性に焦点をあてながら、以下構成案のもと探索的考察を試みたい。

- （1） 行政測定概念の再検討 - 測定基準を中心に -
- （2） 政府部門評価の再定義 - 政策の総括か管理の改善か -
- （3） 評価研究の新潮流 - プログラム評価の台頭 -
- （4） 分析視角の発展 - 行政統制、監察と監査、評価組織 -
- （5） 実務と研究

ⁱ 詳細は西出（2010）「政府部門評価の研究についての探索的考察 - 1950年代前後の行政測定研究を中心に -」『行政管理研究』第131号を参照。

自由公募セッション（a）：「政策過程と政策評価」

自治体の政策決定から実施、評価まで
—多摩市版事業仕分け（行政評価市民委員会）を事例として—

伊藤 洋平 （多摩市役所）

本報告は、多摩市行政評価市民委員会の実施過程、実施状況、実施後の結果の反映過程を見ることで、平成23年度実施に向けた課題と対応について分析するものである。

まず、本委員会の実施に際する検討事項について明らかにする。

構想日本による事業仕分けが多数実施されている中、多摩市では独自に事業仕分けの要素を含んだ事務事業の外部評価として実施した。

事業の評価は構想日本の事業仕分けが1事業あたり30分であるのに対し、90分とし、作文による公募の委員と無作為抽出による市民委員によって評価を行った。

実施の際には委員の事業に関する勉強会などどこまでを公開にするのか、庁内所管課とのリハーサルを実施した。委員会の初日に市政の概要の説明、最終日には報告会を実施した。

次に委員会当日の実施結果を明らかにする。

市が見直しを考えている事業の中から選ばれた評価対象12事業のうち、2事業が廃止、10事業が見直しのうえで継続という結論が出された。

最後に、実施後の予算への反映状況について明らかにする。

評価結果を受けて、所管課による対応の検討と庁議を経て翌年度予算への反映を行った。

以上3点の中で、一番重きを置くのは実施に際する検討過程であり、どのように実施にあたっての論理構成を行い、事業の実施が決まっていたかについて正確な把握をすることで、平成23度の行政評価市民委員会の実施に向けた課題を抽出し、より効果的な実施に向けた具体的展望を行う予定である。

一方で、本報告を通じて、自治体内部での政策決定過程の一部を明らかにし、ボトムアップによる事業の実施の様子、担当レベルでの所管事務についても触れたい。

自由公募セッション（a）：「政策過程と政策評価」

参議院の役割に関する実証分析

松浦 淳介（慶應義塾大学）

1. 本報告の目的

立法過程において参議院がどのような役割を果たしているかについての評価は、大きく「カーボン・コピー」論と「強い参議院」論とに二分されるが、いずれの立場をとるにせよ、近年の「分裂国会」（divided diet）を想起してみても、参議院が日本政治を語るうえで最も重要なテーマのひとつであることは論を俟たない。本報告では、参議院が内閣提出法案（閣法）の立法過程にどのような影響を及ぼしているのかについて実証的な知見を提示することを目的とする。

2. 分析枠組み

先行研究の多くは、参議院の影響力をその法案審議結果に基づいて推論する。すなわち、参議院における法案の修正数や否決数などが衆議院と比較して相対的に少なければ、参議院は機能していないとされ、一方、それらが量的に少なくとも質的な観点から「重要法案」を修正あるいは否決しているならば、参議院の力は強いと評価されるのである。

しかし、ここで留意されるべきは、参議院が憲法によって事実上の拒否権（veto）を付与されていることであり、それ故に立法推進者は参議院でも法案が通るよう戦略的に行動するということである。したがって、本報告では、閣法の立案者の視点から内閣および各府省の法案準備に焦点をあてる。そして、政府立法に決定的な影響を与える「分裂国会」の有無を峻別し、どう参議院を考慮した立法行動がとられてきたのかを検証する。

3. 分析手法

行政府の立法行動においては、その国会運営への介入がきわめて限定的であるがために、どのような法案を国会へ提出するかということがきわめて重要な意味を持つ。本報告では、毎年常会にあたって各府省が作成し内閣官房（内閣総務官室）によってまとめられる「内閣提出予定法律案」（非刊行）に基づいて、閣法を重要度別、政策分野別に分類したうえで、「分裂国会」の発生前後でそれらの提出動向にどのような変化が見られるのかを量的に把握する。また、国会に提出するかどうか「検討中」とされた法案や前国会において継続審査となった法案の取り扱いについても注目する。

6月19日（日）9:30-11:30

自由公募セッション

（b）「地域と参加を巡る課題」

報告者： 上野 真也（熊本大学）

「ソーシャルキャピタルにおけるコミュニティ効果：マルチレベルモデル
分析を使って」

野田 遊（愛知大学）

「広域自治体の規模と参加：九州を事例として」

柳田 紀代子（熊本県庁）

「地域における『新しい公共』と協働型ガバナンス：熊本県の『地域の縁
がわづくり』を事例に」

司 会： 鷲見 英司（新潟大学）

自由公募セッション（b）：「地域と参加を巡る課題」

「ソーシャルキャピタルにおけるコミュニティ効果」

-マルチレベルモデル分析を使って-

上野真也 （熊本大学）

本報告は、マルチレベルモデル分析を使って、農村コミュニティを事例に個人レベルと集団レベルのソーシャルキャピタルの構造や影響力を明らかにしようとするものである。

言うまでもなくソーシャルキャピタルは、個人と集団の間にある社会関係資本に注目する考え方である。国、地域、都市、農村、企業など様々な領域の個人と社会、そしてその間の社会関係について注目し協調的行動を調達し社会のパフォーマンスを効率的に増加させる研究や、実践面での国際協力政策や農村集落政策でソーシャルキャピタルの応用が試みられている。他方で、ソーシャルキャピタルの測定を個人の認知や考え方などの主観的指標と行動などに現れる客観的指標を総合化して評価しようとする研究姿勢から、理論的曖昧さを批判されることもある。

本報告は、実証的研究では意味の異なるデータを指標化して足し合わせたり平均化したりして得られるソーシャルキャピタル分析といった曖昧さを超えるため、個人レベルの考えや行動、属性と集団レベルの平均的な行動、特性などの2つの異なったレベルのデータを用いて、個人レベルの規定要因に潜在的な文脈における交互作用などの手段レベルの要因を加味し、社会関係として理解されるソーシャルキャピタルの階層構造がどのような構造になっているのか、その影響は如何ほどかを明らかにしようとするものである。

これまでの分析では、住民はコミュニティ内にネストされており、分析データはコミュニティ内からサンプリングしていることから当然に級内相関が想定される。またコミュニティ効果も期待されるものの、個人レベルと集団レベルの2領域にまたがるソーシャルキャピタルの構造と影響力は未分化のまま処理しがちであった。

このマルチレベルモデル分析は、これまで教育分野や健康保健分野の研究で開発され発展してきたもので、重回帰分析と同様に階層的に構造化されたデータを分析する手法である。個人レベルの要因と集団レベルの要因の影響力を区別してその大きさを推計するため、重回帰式の切片のみならず傾きについても個々の文脈に応じて別集団の重回帰モデルを入れ込むことで、級内相関を考慮した分析が可能となる。とりわけコミュニティ間のばらつきという「文脈効果」を生み出しているものと、コミュニティによる偏りとしての「構成効果」や、文脈間の相違と個人間の相違、個人要因と文脈要因の交互作用を踏まえたモデルの検証が可能となることに特徴がある。報告では、全国8都県43地域の農村集落に関するソーシャルキャピタル調査データの分析により、ソーシャルキャピタルはどのような要因によって規定されているのか、その構造と影響力を明らかにする。

自由公募セッション（b）：「地域と参加を巡る課題」

広域自治体の規模と参加

—九州を事例として—

野田 遊 （愛知大学）

都道府県は、市町村と同じく地方自治体である。第一期地方分権改革においては、都道府県は、中央地方関係における団体自治の交渉主体としての役割が目立ったが、都道府県が広域的な自治体であるからといって住民自治が不要なわけではない。政府の運営や政策形成において住民が主体的に意思を表明し、それが反映されることは都道府県が地方自治体であるならば不断に求めなければならない。そして、それを担保する制度としてさまざまな参加制度が用意されている。

本報告は、都道府県の政策形成への参加のあり方に資する知見導出を念頭におき、政府規模と県政策への参加の関係を探究したものである。「規模とデモクラシーの関係」という古くて新しいテーマについて、都道府県を対象に探究する。報告の大まかな流れは、次の通りである。

1. 九州7県における参加制度

九州7県へのヒアリング結果により、どのような参加に関わる制度があるのかその全体像を把握。

2. 政府規模と参加の關係に係る議論

ダールによる市民有効性（citizen effectiveness）、システム容力（systems capacity）と政府規模の關係の論議などをふまえ、都道府県における政府規模と参加の關係を検討。留意すべきは、地方政府体系は必ず都道府県と市町村で二層化していることであり、政府規模は広域自治体と基礎自治体の双方の規模の両面から捉えられる可能性が見出される点である。

3. 広域自治体の規模と参加に関する住民アンケートからみた規模と参加

九州7県住民へのアンケートの結果から、参加（実績、意向）と政府規模の關係を検証。たとえば、県規模が大きくなると参加実績は抑制／促進されるか、県規模と県への有効感に有意な關係はあるか、市町村への有効感と県への参加の關係はどうか、市町村規模と県への参加の關係は見出されるかなどの点を明らかにする。

以上の結果から都道府県への参加のあり方を検討。

自由公募セッション（b）：「地域と参加を巡る課題」

地域における「新しい公共」と協働型ガバナンス

～熊本県の「地域の縁がわづくり」を事例に～

柳田 紀代子 （熊本県庁）

1 地方自治体における「新しい公共」の意義と協働型ガバナンス

環境問題、高齢化社会への対応、子育て支援などの分野で「新しい公共」として位置づけ、住民とともに責務や役割を分担し、相互に協力・補完している領域が存在。

2 ローカルレベルにおける「新しい公共」のケーススタディ

2-1 地域福祉を取り巻く現状

公的福祉サービスの不足、制度の谷間の問題⇒地域における「支え合い」を拡大、強化。

2-2 分析の対象とその政策課程

「地域の縁がわ」が「誰もがいつでも気軽に集い支え合う地域福祉の拠点」として「熊本県地域福祉支援計画」に位置づけられた。

2-3 事例分析

総合型、住民交流サロン型、小規模・多機能ホーム型、小規模作業所交流サロン型を分析。
単一型・個別型⇒協働型・包括型

2-4 「地域の縁がわづくり」の可能性と課題

安定性の確保と柔軟な対応の両立、行政との連携、汎用性のあるモデルの提示といった課題があるものの「地域の縁がわ」は、「新しい公共」を創出する役割として、地域の実情に応じた福祉サービスの創造や住民自治の芽吹きまで至る。

2-5 自治体政策における「新しい公共」の考察

市民が市民のニーズを汲み上げ活動内容を決定し、様々な活動形態、活動内容が生まれ、今後の発展についても期待。

活動への支援や自治体の調整機能が、地域住民への波及やリーダーのモチベーションに影響を与えることを示唆。

3 まとめ

「新しい公共」における地域協働による公共的サービスには、非公式であるがゆえに不安定さを内包。①柔軟性とガバナンス ②理念と財源 ③公開性と閉鎖性といったジレンマの解決、様々な主体の参加、協働の担い手の育成が課題。

市民は「市民的公共性」、行政は地域をつくるプロデュース機能が求められている。

6月19日（日）9:30-11:30

自由公募セッション

（c）「防災・環境政策」

報告者： 黒澤 之（横浜市役所）

「地震計情報の有効活用と制度的課題」

永松 伸吾（関西大学）

「2010年宮崎県口蹄疫災害にみる危機管理政策の課題」

金 振・馬場 健司・田頭 直人（電力中央研究所）

「政策形成・執行過程からみた中国の環境配慮型都市政策」

司 会： 風間 規男（同志社大学）

自由公募セッション（c）：「防災・環境政策」

地震計情報の有効活用と制度的課題

黒澤 之 （横浜市役所）

1 はじめに

現在、気象庁は、国民に対し、地震情報を公表している。気象庁が発表する情報源となる地震計の設置・運用には当然費用が発生する。危機管理に関わる費用負担は制度的にも曖昧である。

2 震度観測

- ・ 1市町村1観測点の原則（特別区や政令市では、1区観測点）。
- ・ 政令市を含む基礎的自治体が地震計を設置・運用する法規的義務づけはない一方、地震計整備の国による財政的支援もない（平成22年度現在）。

3 地震データの有効

地震計は、国、地方自治体や防災関係機関が設置・運営するもの以外にも、供給処理事業者等が施設保全のため、個別に地震計を設置しており、その機能・精度も進歩し続けている。

4 課題

供給処理事業者等が持つ地震計の多くは、気象庁のものとは設置目的が異なり、気象庁検定に準拠したものではない。したがって、気象庁観測点として活用することはできない。

5 参考情報としての活用

公式には気象庁発表数値に従うという前提を揺るがせず、参考情報として考えれば様々な応用が考えられる。

- ・ 行政等防災機関での活用
- ・ 一般市民の活用

6 おわりに

気象庁観測点以外のものでも、参考情報としての活用は、貴重な情報の有効活用ととらえる。費用負担など危機管理に関わる概念が曖昧な現状にあっては、適正な情報リテラシーをもって様々な情報を積極的に活用すべきであろう。

自由公募セッション（c）：「防災・環境政策」

2010年宮崎県口蹄疫災害にみる危機管理政策の課題

永松 伸吾 （関西大学）

1. 問題意識：口蹄疫災害とは何であったか

- （1）確立されたマニュアルや対処方針があったにも関わらず混乱した。
- （2）県民の圧倒的支持を誇る知事のリーダーシップのもと行政対応が行われた。
- （3）復興が問題。

2. 口蹄疫災害の経緯

口蹄疫とは何か
口蹄疫の国際防疫体制
初発から対応へ
県有種雄牛の特例避難措置
特別立法からワクチン接種へ
終息

3. 民間種牛問題

県内唯一の民間種雄牛農家である K 氏がワクチン接種を拒否
宮崎県による接種勧告→K 氏は訴訟で対抗する構え
宮崎県の方針転換・存命を要望し、国と真っ向から対立
国による代執行を示唆→県は再度方針転換し、K 氏を説得。殺処分受け入れ。

4. 結論

- （1）経済・産業構造の変化により既存のシステムが機能しなくなっていた。
- （2）支持率の高さ故に、場当たり的な対応が巧みに正当化されていった。
- （3）場当たり的な政府の対応が復興の足かせになっている。

5. 提言

- （1）都道府県レベルにおける防疫担当部局と生産部局の分離
- （2）防疫指針をより幅広いステークホルダーを巻き込んで作成すること。特に摘発淘汰のあり方については再検討を要する。

自由公募セッション(c):「防災・環境政策」

政策形成・執行過程からみた中国の環境配慮型都市政策

金振 馬場健司 田頭直人(電力中央研究所)

■背景:近年、中国では、急激な都市化を背景に環境配慮型都市づくりが進んでいる。アジアの環境問題への貢献が求められている日本にとって、中国の環境配慮型都市政策がどのように形成されるかを把握することは、効果的な施策展開を図る上で有用である。本研究では、行政法学的視点に基づき、中国の環境配慮型都市政策の形成・執行過程における中央と地方政府(主に省級政府)の関係さに着目し、その特徴を明らかにする。

■主な結論:中国の環境配慮型都市政策を実現するための多様な仕組み・制度のうち、推進主体(国、地方政府)の異なる下記の3つの仕組み・制度に焦点をあて、当該政策関連の法令、通達、計画等の文献調査を行った結果、以下の知見が得られた。

① 国務院(内閣に相当)が推進する国家目標再分配政策

国家目標再分配政策は、国務院が具体的な国家目標を設定し、それを地方政府ごとの目標に細分化し、目標達成状況と政府責任者の人事評価とをリンクさせる手法(以下、人事評価手法)や、目標不達成の場合の不利益措置(免職、国によるインフラ支援の中止など)を講ずるなどによって、政策の実効性を確保している。本政策の推進過程では、中央政府の省級政府に対する指揮監督権限および国家発展計画(いわゆる5カ年計画)の拘束力の強さに基づくトップダウン式手法だけではなく、地方政府の意向や経済状況等に配慮しつつ目標値を決めていく柔軟な手法も取り入れられている。

② 中央機関(日本の省庁に相当)が推進する都市環境評価制度—「生態都市」表彰制度

環境部(環境省に相当)推進政策である「生態都市」表彰制度の場合、前述の人事評価手法と「認定率による評価手法」¹を用いて、省級政府とその所管行政区域内の県・市等との間に「連帯責任」が生じる仕組みを導入している。

③ 地方政府が推進する環境配慮型都市開発制度

「三能原則」²のもと、中国およびシンガポールの二国間共同都市開発事業として進めている「天津中新生態城」プロジェクトの場合、両国政府に対する天津市政府の積極的なアプローチ、政策提案、財政投資などが事業誘致成功の鍵であったことが分かった。

■今後の展開:日本の海外展開戦略および環境配慮型都市政策への具体的な示唆を得るため、次期5カ年計画における政策動向を踏まえ、政策の実効性分析を行う必要がある。

¹省級政府が「生態都市」として認定される基本条件として、所管行政区域内における県・市の80%以上が「生態都市」認定を受けていることとするもの。

²二国間共同開発事業による環境配慮型都市づくり経験を模倣可能、実現可能、普及可能なモデルケースとして中国全土に普及させるのがその趣旨であり、シンガポール政府が中国政府に提案したものである。

6月19日（日）9:30-11:30

自由公募パネルセッション

「2010年衆参ねじれ選挙の政策学」

パネリスト： 松田 憲忠（青山学院大学）

「選挙結果と市民の意向：福岡県選挙区で民主党は何に敗れたのか？」

浅野 一弘（札幌大学）

「北海道選挙区にみる第22回参议院議員通常選挙の意味：政党のリクルートメント機能を中心に」

秋吉 貴雄（熊本大学）

「参议院熊本選挙区における2つの崩壊」

山口 希望（法政大学）

「江田ブランドと溶解した自民党組織」

司 会： 白鳥 浩（法政大学）

自由公募パネルセッション：「2010年衆参ねじれ選挙の政策学」

司会 白鳥 浩 (法政大学)

現代世界における多くの国家は民主シーであるといわれる。民主シーとは、ある政治システムにおいて、その公共政策の決定においては、民意が反映されている状態を意味するといつてよいであろう。多くの民主シーでは、専門知識を持った官僚が公共政策を提案はするものの、実際の決定に当たっては議場における政治家の投票による。「官僚国家」であるといわれる日本においても公共政策を、実際に議場における投票によって政策を決定していく主体は政治家であることはいうまでもない。そこで日本という民主シーの政策研究に当たって、公共政策の決定の主体である国会議員を検討することは、基本的に重要なものである。この政策の決定者である国会議員の選択は、地方ごとに、そしてその選挙区ごとに、その選好が異なる可能性がある。むしろどういった候補者を選択するかによって、その地方ごとの公共政策に対する特殊性を理解することができるのではないか。

本パネルは、各地方の選挙区における地域ごとの選択の特殊性を、俗に「衆参ねじれ選挙」と呼ばれる、2010年7月11日に投開票が行われた、2010年参議院議員選挙(第22回参議院議員通常選挙)を焦点として描き出すことを目的とする。二院制をとる日本においては、かつては「衆議院のカーボンコピー」とすら揶揄されることもあった参議院であるが、2007年の参議院選挙以降、衆議院と参議院の過半数を占める支配する勢力が異なる、いわゆる「ねじれ国会」の出現する事例では、がぜん、その「第二院」としてのプレゼンスを示すこととなったのであった。

この「ねじれ国会」のもとでは、憲法上は衆議院の優越があるものの、参議院が政策上の実質的なイニシアチブをとるのである。さらに、参議院には解散の規定が存在しないため、「ねじれ」現象は、参議院が政策的な拒否権(veto)に関するイニシアチブを参議院の構成が変化するまで一定の期間安定的にとるという結果をもたらしたのである。そうした政策的なイニシアチブをとる参議院における支配的な勢力が、その利点を活かして、政策中心となつてきている感のある次の衆議院選挙において勝利し、政権を奪取するという構図が、場合によっては今後の日本政治におけるひとつの政権交代の様式となる可能性もある。もし、こうした展開が常態化するとするならば、「ねじれ国会」を現出させることとなる「参議院選挙が、政権交代を主導する」という意味においても、個々の地域でどういった候補者が選出され、公共政策に影響を与えていくのかを検討することは、ふたたび重要なテーマとなるのではないだろうか。

なお、本報告は、2009年政権交代選挙を扱った、白鳥浩編『政権交代選挙の政治学』ミネルヴァ書房、2010年。に続く、政権交代下の日本の地方政治政策研究というアカデミックな位置を持っている。本報告の一部は、白鳥浩編『衆参ねじれ選挙の政治学』ミネルヴァ書房、2011年(近刊)。に掲載予定である。

自由公募パネルセッション：「2010年衆参ねじれ選挙の政策学」

選挙結果と市民の意向

福岡県選挙区で民主党は何に敗れたのか？

松田憲忠（青山学院大学）

公共政策のあり方について論究するとき、公共政策が市民の意向に沿っていることが一般に強調される。現行の政策を評価するときは、その政策と市民の意向との乖離が問題視される一方で、今後実施されるべき政策を考案するにあたっては、市民の意向を把握することが求められる。では、市民の意向とはどのようにして確認され得るのであるだろうか。1つの方法として広く活用されているのが、選挙結果からの導出である。即ち、特定の政党の候補者の当選ないし落選、各候補者の得票数や得票順位、各政党の得票数や獲得議席数といった選挙結果に注目して、そこから市民の意向を引き出すという方法である。

2011年7月に執行された参院選の結果をめぐっては、所謂「ねじれ国会」が誕生したこと等を踏まえて、民主党の敗北や民主党政権に対する国民の不支持がよく指摘される。しかし、ここで注意すべき点が2つある。第1に、こうした参院選の結果は、個々の地域で候補者、政党、有権者等のあいだで繰り広げられたインターアクションが集積したものに他ならないということである。つまり、参院選の結果から何らかの含意を引き出すためには、各地域の実情に着眼することが欠かせない。第2に、選挙制度の重要性である。選挙制度は、各政党・各候補者の選挙戦略をある程度決定づけて、選挙結果にも重大な影響を与える。したがって、参議院の選挙制度の特徴を踏まえたうえで、選挙結果を解釈することが求められる。

そこで本報告は、2010年参院選における福岡県選挙区を取り上げて、福岡県選挙区選挙結果が何を意味するのかについて考究する。

2010年参院選において、福岡県選挙区は、過去3回と同様に、改選定数2を民主党と自民党で1議席ずつ分け合った。しかし、過去2回とは異なり、自民党候補がトップ当選するという9年ぶりの結果であった。このことから、民主党の敗北という色合いで、福岡県選挙区の2010年参院選は描かれることが多い。では、民主党は何故もしくは何に敗れたのであろうか。この問いに取り組むために、本報告は、福岡県の地域的な特異性と選挙制度の影響の視点から、民主党陣営と自民党陣営の選挙戦略とそれぞれの戦略がそれぞれの陣営に与えたインパクトを検証する。

本報告から示唆されることの1つは、選挙結果から市民の意向を量ることの難しさである。即ち、選挙結果が選挙制度によって左右されるのであれば——より一般的には社会選択の結果が投票方法によって異なり得ることを踏まえれば——、参院選の結果だけから市民の意向を汲み取ることは注意が必要とされる。もし選挙制度（定数が複数である選挙区制等）が異なっていれば、民主党敗北という描写にはならなかったかもしれないのである。さらに、同じ選挙制度で同じ選挙戦略が採用されたとしても、その戦略がどの地域でも同じように機能するとは限らない。したがって、各選挙区の事情ないし特異性（福岡県、特に北九州市における労組の存在等）を考慮に入れて、選挙結果は解釈されなければならない。福岡県選挙区を1つの事例として、本報告は、市民の代表を選挙で選出するという間接民主制に関わる重要な問題を提起したい。

自由公募パネルセッション：「2010年衆参ねじれ選挙の政策学」

北海道選挙区にみる第22回参議院議員通常選挙の意味

－政党のリクルートメント機能を中心に－

浅野 一弘（札幌大学）

2010年7月11日におこなわれた、第22回参議院議員通常選挙・北海道選挙区の結果は、自民党新人の長谷川岳および民主党新人の徳永エリの勝利という結果に終わった。今回の選挙戦の勝敗は、大方の予想どおりであったといえる。なぜなら、知名度という点で、長谷川、徳永両候補は、ほかの候補者に大きく差をつけていたからだ。

したがって、第22回参議院選挙・北海道選挙区は、番狂わせのない選挙であったといえよう。事実、選挙結果そのものは、想定の範囲内であったが、そこにいたるまでの候補者選びは、きわめて難航した。このことが、今回の北海道選挙区の最大の特徴ともいえる。

そこで、本報告においては、まずはじめに、自民党、民主党、それぞれの候補者選定のプロセスについて、紹介する。具体的には、当初、自民党から3期目をねらうはずであった中川義雄・参議院議員（中川一郎・元農水大臣の弟、中川昭一・元財務大臣の叔父）が立候補断念におこまれただけでなく、自民党に反旗をひるがえし、たちあがれ日本から立候補することとなった経緯をはじめ、長谷川に対する地元の道議会議員などの対応・評価を中心にあつかう。そこには、札幌への一極集中がすすむ、北海道内における“都市対地方”の対立の構図も明確に読みとることができる。他方の民主党でも、財務副大臣をつとめ、4選目をめざした峰崎直樹の出馬断念およびそれをめぐる同党と連合北海道との確執などを中心課題とする。というのは、民主党最大の支持基盤である連合北海道は、終始、組織内候補である峰崎の擁立を主張していたからだ。

そうした分析ののち、今回の参議院選挙の勝敗をきめた要因がなんであったのかについて検討をおこなう。ここでは、民主党がつよいとされる北海道において、どうして、自民党候補が9万4千8、267票も獲得して、1位当選をはたしたのか、さらには、これまで無敗をつづけてきた、連合北海道の組織内候補がどうして敗北してしまったのかに焦点をあてたいと考えている。その折り、過去の参議院選挙・北海道選挙区の動向も十分にふまえる予定である。さらに、公明党および鈴木宗男の率いる新党大地の影響という点についても付言したい。そして最後に、今回の参議院選挙にくわえ、2010年10月24日におこなわれた衆議院北海道5区の補欠選挙および2011年4月10日におこなわれた北海道知事選挙をも視野に入れたうえで、政党の基本的機能の1つであるリクルートメントという観点から、民主党がかかえる構造的かつ深刻な問題について簡単な私見を述べたいと考えている。そこからは、「民主党王国」といわれた、北海道の地においても、大きな地殻変動の可能性がみえていることがうかがいしれるはずである。

自由公募パネルセッション：「2010年衆参ねじれ選挙の政策学」
参議院熊本選挙区における2つの崩壊

秋吉 貴雄（熊本大学）

本報告で分析対象とするのが、熊本県全県を選挙区域とした参議院熊本選挙区（改選1議席）である。民主党も自民党も同選挙区を重点選挙区に位置づける中、南九州地域といういわゆる「保守王国」において、どちらが勝利を収めるかが注目された。

民主党からは新人で元議員秘書の本田浩一が立候補し、自民党からは当選一回で参議院比例全国区から鞍替えした松村祥史が立候補した。さらに、みんなの党から本田顕子、共産党から安達安人、日本創新党から前田武男と乱立する中、投開票の結果、松村祥史が約39万3000票獲得し、本田浩一に約4万6000票差をつけて勝利を収めた。

民主党への逆風が吹き荒れる中、自民党候補者の勝利は珍しい事象ではない。しかし、熊本県において自民党が息を吹き返し、「保守王国」が復活したかということに関しては、疑問が投げかけられる。

南九州地域ではくしくも三県とも自民現職対民主新人という構図になったものの、得票率の差が熊本選挙区は一番小さかったことが指摘される。宮崎選挙区は約22.1%（自民58.62%、民主34.51%）、鹿児島選挙区では約16.5%（自民54.97%、民主38.45%）という差がついたのに対し、熊本では約4.9%の差であった。さらに、注目されるのがみんなの党の本田顕子の出馬による影響である。本田顕子は民主党元職の本田良一の娘であり、民主党の主要な顧客層である若年層に食い込んでいった。開票の結果、当選にははるかに及ばなかったものの得票率11.45%で3位となり、本田顕子が民主党の票を奪ったことから考えると、自民が民主に勝利したとは言い難いのである。

このように、熊本選挙区ではなぜ民主党が敗れる中、自民党も票を伸ばせなかったのか。言い換えれば、なぜ実質的な勝者がいない選挙となったのか。その問いに答えるのが本報告の目的である。

報告の構成は以下を予定している。

1. 熊本選挙区の構造
2. 民主党のつまづき
3. 自民党組織の衰退化
4. 選挙戦の展開
5. まとめ

自由公募パネルセッション：「2010年衆参ねじれ選挙の政策学」

江田ブランドと溶解した自民党組織

山口 希望 (法政大学)

2010年参院選では、全国的に民主党への逆風が吹き荒れる中、岡山県選挙区では民主党現職の江田五月(69)が勝利した。江田は、終始安定した戦いを進め、一人区を制した。

江田は、①一人区現職であること、②衆院4期、参院3期というキャリアは、岡山県政界では最長老であること、③参議院議長として「ねじれ国会」を運営してきた実績、④父の江田三郎(社会党元委員長代行)以来の「江田ブランド」、などによって、当初より有利とみられていた。しかも、自民党が候補者公募を開始するよりも前の前年10月には立候補の表明を行っていたのである。こうしたことから江田の当選は順当といえた。

だが、全国的には44議席にとどまった民主党は惨敗し、51議席を獲得した自民党が改選第一党となった。民主党への逆風の原因は、就任間もない菅首相の消費税引き上げ発言だったとされる。その盟友である江田五月が、一人区で逆風を受けることなく勝利したことについて、これまでの選挙結果を通じ、岡山県民の政策選考の推移を考察する。

その底流として、自民党の選挙資源の長期低落現象を分析する。岡山県は、1996年の総選挙以来、2003年総選挙まで、小選挙区比例代表並立制の下で行われた三回の総選挙において、自民党が五つの小選挙区を独占する「保守王国」だった。しかし、2009年政権交代までに、公共事業は減少し続け、業界団体を競合させる「利益誘導型」の政治手法は有効さを欠いていった。この傾向は、小泉「構造改革」のもとで一層顕著になった。こうした中、子ども手当や農業における直接所得保障などの「分配政策」を打ち出した民主党の政策を岡山県民は選択していくのである。

かつては自民党の「集票マシン」だった業界団体にとって、政権与党と自民党は長い間、イコールだった。しかし、自民党が下野したことにより、業界団体は2010年参院選挙において、与党民主党への配慮と、自民党とのしがらみの板ばさみの中で、両党への並立推薦を行うようになる。これは、自民党にとって一方的な打撃となった。さらに、公明党との選挙協力は、比例区における業界団体出身の自民党候補との連携を希薄化させ、票の分散を招いた。

こうした底流に加え、民主党への政策選好は、2009年衆院選において、突如として選択されたものではなく、1998年からただ一人の民主党国会議員として、民主党岡山県連の成長に力を尽くしてきた江田五月が、無党派層からの圧倒的支持を背景に、利益誘導型＝旧田中派型の政治と対峙してきたことが、伏線にあるといえよう。

6月19日（日）12:30-14:30

共通テーマⅡ

「地域経済に関する政策刷新と政策過程の変化：政権交代を踏まえて」

報告者： 小池 明夫（JR 北海道）

「経済界からみた政策変化と政策ニーズ」

宮脇 淳（北海道大学）

「地方分権・地域主権政策と税財政制度改革の展望：投機的政策からの脱却と国家体制のデザイン」

小磯 修二（釧路公立大学）

「大学との知的連携による地域政策の発信」

司 会： 長峯 純一（関西学院大学）

政権交代は、従来の地域政策、そして地域経済にも大きな変化をもたらしつつあります。もちろん政策面での急激な変化への懸念や反対もあって、どこまで政策刷新が行われるのか、そのための政策過程がどのように作動するのか、不透明なところも多いようです。しかしながら、経済政策にせよ、地域政策にせよ、グローバルな社会経済変化に対応しつつ、実体経済や社会生活の動向にかかわっていかざるを得ませんし、そのための政策刷新それ自体は停滞を許されないと考えられるところです。そのために、経済社会の様々なレベルでの政策刷新とその政策過程について、検討をしていく必要があることはいうまでもありません。

共通テーマⅡでは、地域経済や地域政策に影響を与える政策刷新やその政策過程について、政権交代の影響を踏まえつつ、様々なレベルで検討を試みることにしたいと思います。その中で、身近な地域のレベルからは、地域政策の新たな展開が、従来型の開発政策に替えて、どのように構想され提案され、実現されようとしているのか、また、国の動向が地域社会の経済にどのように影響を与えつつあるのか、ひるがえって地域からはどのような政策ニーズがあるのかが検討されなければなりません。加えて、国全体の動向として、地方分権改革やそれに伴う税財政制度改革が進もうとしているのですが、その動向も含めて、これらがどのように実体経済や地域政策に影響があるのかを検討してみる必要があるように思います。

このセッションでは、北海道の経済や地域政策に焦点を当てつつ、「地域経済に関する政策刷新と政策過程の変化：政権交代を踏まえて」と題して、3つの報告を予定しております。ここでは、北海道経済界の第一線で活躍され、また実体経済にかかわってこられている方々、そして地域政策や地方分権、税財政改革のご専門の方々に加わっていただき、多角的に議論を進めることができればと思います。

共通テーマⅡ：「地域経済に関する政策刷新と政策過程の変化：政権交代を踏まえて」

地方分権・地域主権政策と税財政制度改革の展望

--投機的政策からの脱却と国家体制のデザイン--

宮脇淳 (北海道大学)

2000年4月の地方自治法大改正を引き継ぐ形でスタートした第2次地方分権改革に関する自民党・公明党政権、そして民主党政権の取り組みを政策形成プロセスの視点から整理し現状を評価した上で、今後生じる課題について問題提起する。報告の主要ポイントは以下の通り。

○地方分権・地域主権政策の検証と地域政策の関連性

○第1次地方分権改革と第2次地方分権改革の政策形成面での比較・評価。

○第2次地方分権改革前期（麻生政権まで）の政策形成面での問題点。

○第2次地方分権改革後期（民主党政権下）の政策形成の特性と中央集権回帰。

○地方分権改革議論のトリガー

- ・ 融合分離の総合行政からの脱却・・・なぜ税財政制度改革が進まないか
補助金改革の限界と一括交付金制度の陰
業界との関連
- ・ 関与に関する法制の再検証・・・・・・財政負担の根拠との関連性
解釈面と立法面
地方消費税の自律性
- ・ 損失補償契約東京高裁違法判決・・・暗黙の政府保証、地方債との関連性
公共性の再整理
- ・ 公務員制度改革との連動性・・・・・・多重行政と財政負担
- ・ 都市制度問題の不可避性・・・・・・台湾事例、交付税制度との関連性

○まとめ

- ・ 東日本大震災と今後の地方分権議論

6月19日（日）14:45-16:45

共通テーマⅢ

「地域政策の刷新：旧産炭地の〈まちぢから〉」

キーノートスピーチ： 磯田 憲一（NPO 法人アルテピアッツァびばい）
「旧産炭地の〈まちぢから〉を考える」

パネリスト： 磯田 憲一（NPO 法人アルテピアッツァびばい）
吉岡 宏高（札幌国際大学：NPO 法人炭鉱の記憶推進事業団）
「地域資源としての『炭鉱の記憶』：北海道空知産炭地域での広域政策—展開と展望」
光本 伸江（福岡県立大学）
「旧産炭地域の道程を振り返る」
西村 宣彦（北海学園大学）
「財政再生団体・夕張市：地域・自治再生の展望と課題」

司 会： 佐藤 克廣（北海学園大学）

北海道の旧産炭地はいずれも均しく、立ち行かなくなったコミュニティの問題や、まちの財政逼迫問題を抱えている。また、これらの地域では、未来を描く政策の選択肢が限られており、まちの浮上を図ることは困難を極めている。「露天掘り」など今も細々と石炭の採掘を続けているところ（例：北海道・美唄）もあるにはあるし、代替エネルギーへのシフトや原子力発電所の問題点が浮上するなかで休眠炭鉱の再活性化の必要性も議論の俎上に上がることもあるが、その将来性や採算性が肯定的に論じられることはほとんどない。

旧産炭地の未来は暗いのか、それとも案ずるほど暗くはないのか、あるいは明るいのか。夕張など旧産炭地を多くもつ北海道での学会開催に相応しいテーマとして本テーマが選ばれた。また北海道と同様、筑豊などの旧産炭地を多くもつ九州からの研究者の合流が叶って議論への厚みが増すと期待される。

共通テーマⅢ：「地域政策の刷新：旧産炭地の〈まちぢから〉」

旧産炭地の〈まちぢから〉を考える

磯田憲一（NPO 法人アルテピアッツァびばい）

はじめに：

かつて 9 万人超の人口を誇った三菱美唄炭鉱のまち・美唄に遺った地域資源としてのヒト（安田侃など）、モノ（廃校舎など）、カネ（まちの予算など）、そして情報（ヤマの記憶など）はいかに「アルテピアッツァ美唄」に結実したのだろう。

突如の芸術空間の出現にはじめ戸惑いのあった美唄市民は、いかにアルテピアッツァ美唄を受容し、まちの誇りと感じ始めたのだろう。

1. 炭鉱（ヤマ）を掘るまちから心を彫るまちへ：

- ・ アルテピアッツァ美唄とは何か
- ・ 彫刻家・安田侃とは誰か
- ・ 旧産炭地の廃校舎の奇跡

2. 美唄市民とアルテ市民：

- ・ 作家の役割・行政の役割・市民 / NPO の役割
- ・ 「心の美唄市民」としてのアルテ市民ポポロ
- ・ 「ここを彫る授業」というコミュニティの誕生

3. 過去に学び、今に活かして、未来につなぐ：

- ・ （名もなき人々を含め）過去の埋もれた記憶を今に活かす地域再生

おわりに：

「美唄方式」と「夕張方式」は、どこでどう袂を分ったのだろう。

共通テーマⅢ：「地域政策の刷新：旧産炭地の〈まちぢから〉」

地域資源としての「炭鉱の記憶」

北海道空知産炭地域での広域政策-展開と展望

吉岡宏高 (NPO 法人炭鉱の記憶推進事業団)

はじめに

- すでにそこにある現実…過去の批判だけでは何も解決しない
- 「炭鉱は暗い」のか？…炭鉱出身者としての疑問
- 振り向けば未来…前向きに過去にこだわる、地域存立の意義を定義する

1. 空知産炭地域の歴史と現状

- 明治期：先に炭鉱・後から地域…という特殊性
- 戦前期：北海道近代化の先駆け、資源移外型産業構造の定着
- 高度成長期：猛烈な合理化による生き残り
- その後：石炭産業なきあとの地域振興政策
- 筑豊炭田地域との大きな相違
- 鉱業の特質…最初からわかっていた未来
- 夕張の財政破綻について

2. 「炭鉱の記憶」を手がかりにした地域政策の構想と展開

- 手がかりとなる「炭鉱の記憶」
- パラダイムを変える…SSM(Soft System Management)、外からの眼差し
- 広域政策「そらち産炭地域活性化戦略」の立案プロセス
- 政策のコンセプト…選択と集中、ネットワーク
- 政策の展開…経緯・現状と今後
- 地域経営の視点…中継ぎ役として「主要産業＝高齢者」、見えざる資産の価値化

おわりに

- 地域の「臨床医」と「病理医」の狭間…人材の絶対的な不足
- 20年後の日本の姿を映す鏡〈反面教師〉…政策の貧困、資源配分の不適切がもたらした爪痕

共通テーマⅢ：「地域政策の刷新：旧産炭地の〈まちぢから〉」

旧産炭地域の道程を振り返る

光本 伸江 （福岡県立大学）

はじめに

エネルギー立地自治体研究の意義

1. 旧産炭地域の歴史

- ・福岡県田川市「再生振興」と北海道夕張市「自治回生」とは
「再生」／「回生」（生き返る）＋「振興」
- ・国策に翻弄されるとはということか
国策としての石炭増産→石炭から石油へ：国のエネルギー政策転換
→雪崩閉山→炭鉱事故→閉山→石炭後遺症（閉山後遺症）＝地域の疲弊
→後処理（基幹産業の崩壊、大量の失業者、人口流出、炭住改良、鉱害など）
→国策補償（産炭地域振興対策）～40年間…忘れられる歴史
→産炭地域振興臨時措置法 1961～2001 失効～国策終了「切り捨て」

2. 夕張市の準用財政再建団体化と今後

- ・法再建はそもそも避けられたのか？
福岡県筑豊地域は 1970 年代に閉山→対策開始～北海道空知地域とタイムラグ
それでも、有名な旧赤池町の財政再建→夕張市は避けられたのか？
- ・夕張市の再建計画／再生計画の持続可能性
- ・嫉妬の中での孤立～「夕張だけが」
- ・膨大な情報（報道合戦）の中での孤立～計画策定後は忘れられる
→今は支援があるが…

おわりに

- ・東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所の「想定外」の事故

共通テーマⅢ：「地域政策の刷新：旧産炭地の〈まちぢから〉」

財政再生団体・夕張市～地域・自治再生の展望と課題～

西村 宣彦（北海学園大学）

はじめに

- ・ 現在の夕張市の財政再生の状況（財政再建団体に移行した2007年3月から4年経過）
- ・ 4月24日に実施された市長選と市議選。夕張市民は何を選択したのか？

1. 夕張市の政治構造

- ・ 連合夕張、夕張商工連盟、夕張市農民協議会。プラス公明党、共産党の5大勢力。
- ・ 中田元市長の時代から、オール与党体制を維持。
- ・ 財政破綻後の最初の市長選（2007年4月）・・・労商が推した藤倉氏に最終的に農公も加わり、羽柴氏を僅差で破る。定数半減の市議選も現職と現職後継が占め、財政再建計画案に唯一反対した共産党議員は落選。→破綻後も夕張市の政治構造は変わらず。

2. 破綻責任を巡る因縁の応酬とタブー化

- ・ 1990～91年度・・・夕張市は深刻な赤字転落危機に直面。最後の閉山（三菱南大夕張炭鉱）も重なる。中田元市長は「国のエネルギー政策が地域衰退と財政苦境を招いた」と主張、財政再建団体移行を求める国に徹底抗戦。市議会も市長の姿勢を支持。
- ・ 市・道・国と知恵を絞る中で赤字隠しを開始。市議会も「市民へのわかりにくさ」に懸念を示しつつ容認。→歯止めをかけられないまま、2006年6月の表面化に至る。
- ・ 国は「夕張自己責任論」を全面展開し、一部による「国の石炭政策責任論」を封殺。
- ・ 過去の経緯に負い目を持つ支配層の沈黙（それと引き替えに道・国の支援を引き出す戦術）と、赤字隠しの経緯が有耶無耶なまま「自己責任」と言われた市民層の不満。

3. 再生の息吹とニヒリズム～分裂する市民の意識

- ・ 過去の教訓を踏まえて、自治と地域の再生に取り組む市民層の動きは4年で一定の広がり（再生市民会議等）。→支配層との緊張関係。藤倉前市長の微妙な立ち位置。
- ・ 他方で、既成政治へのニヒリズムも浸透。大風呂敷を広げる他所者への危険な賭け。
- ・ 短絡的自己責任論のリフレイン・・・シビック・プライドを害し続ける棘として機能。

おわりに

- ・ 不毛な二項対立図式を超えて、赤字膨張経緯を冷静に再検証する場の必要性。
- ・ 「30年後、なお約5千人が愛着を持って暮らす夕張」づくりを励ます視点への転換。

事務局案内

2011 年度日本公共政策学会研究大会開催校実行委員会

開催校実行委員長 佐藤克廣
開催校実行委員 樽見弘紀
開催校実行委員 木寺 元
開催校実行委員 酒井智美

開催校連絡先

〒062-8605
北海道札幌市豊平区旭町 4-1-40
北海学園大学法学部 佐藤克廣研究室
Phone : 011-841-1161 (内線 2388)
Fax : 011-824-7729
電子メール : ppsaj2011@gmail.com

日本公共政策学会事務局

〒112-8606
東京都文京区白山 5-28-20
東洋大学経済学部松原聡研究室
Fax 03-3945-7415
jimukyoku@ppsa.jp